

中野区国民保護計画

(平成27年度改定案)

中　野　区

目 次

第1編 総 論		1
第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等		1
1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ		1
2 計画の構成		1
3 計画の見直し、変更手続		2
第2章 国民保護措置に関する基本方針		2
第3章 区・都及び関係機関の業務の大綱等		4
第4章 中野区の地理的、社会的特徴		6
第5章 区国民保護計画が対象とする事態		9
1 武力攻撃事態		9
2 緊急対処事態		12
3 N B Cを使用した攻撃		13
4 緊急対処事態に関する読み替え		14
 第2編 平素からの備え		15
第1章 組織・体制の整備等		15
第1 区における組織・体制の整備		15
1 区の各部等における平素の業務		15
2 区職員の収集基準等		17
3 消防の初動体制の把握等		19
4 国民の権利利益の救済に係る手続等		20
第2 関係機関との連携体制の整備		20
1 基本的考え方		20
2 都との連携		21
3 隣接区等との連携		22
4 指定公共機関等との連携		22
5 事業所に対する支援		23
6 地域防災住民組織等に対する支援		23
第3 通信の確保		23
第4 情報収集・提供等の体制整備		24
1 基本的考え方		24
2 警報等の伝達に必要な準備		25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備		27
4 被災情報の収集・報告に必要な準備		28
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備		29
第6 研修及び訓練		30
1 研修		30

2 訓練	3 1
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 3
1 避難に関する基本的事項	3 3
2 避難実施要領のパターンの作成	3 4
3 救援に関する基本的事項	3 4
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	3 4
5 避難施設の指定への協力	3 6
6 生活関連等施設の把握等	3 6
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	3 8
1 区における備蓄	3 8
2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等	3 8
第4章 国民保護に関する啓発	3 9
1 国民保護措置に関する啓発	3 9
2 住民がとるべき行動等に関する啓発	3 9
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	4 0
第3編 武力攻撃事態等への対処	4 1
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 1
1 事態認定前における危機管理等対策会議の設置及び初動措置	4 1
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 3
第2章 区対策本部の設置等	4 4
1 区対策本部の設置	4 4
2 通信の確保	4 9
3 特殊標章等の交付及び管理	5 0
第3章 関係機関相互の連携	5 1
1 国・都の対策本部との連携	5 1
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 1
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 2
4 他の区市町村長及び都知事等に対する応援の要求、事務の委託	5 2
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 3
6 区の行う応援等	5 3
7 地域防災住民組織等に対する支援等	5 4
8 住民への協力要請	5 4
第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き	5 5
第5章 警報及び避難の指示等	5 6
第1 警報の伝達等	5 6
1 警報の内容の伝達・通知	5 6
2 警報の内容の伝達方法	5 7
3 緊急通報の伝達及び通知	5 8
第2 避難住民の誘導等	5 9

1 避難の指示の伝達	5 9
2 避難実施要領の策定	6 0
3 避難住民の誘導	6 2
4 想定される避難の形態と区による誘導	6 5
第6章 救援	7 0
1 救援の実施	7 0
2 関係機関との連携	7 0
3 救援の程度及び方法の基準	7 0
4 救援の内容	7 1
第7章 安否情報の収集・提供	7 5
1 安否情報の収集	7 5
2 都に対する報告	7 6
3 安否情報の照会に対する回答	7 6
4 日本赤十字社に対する協力	7 7
第8章 武力攻撃災害への対処	7 8
第1 武力攻撃災害への対処	7 8
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	7 8
2 武力攻撃災害の兆候の通報	7 8
第2 応急措置等	7 9
1 退避の指示	7 9
2 警戒区域の設定	8 2
3 応急公用負担等	8 2
4 消防に関する措置等	8 3
第3 生活関連等施設における災害への対処等	8 4
1 生活関連等施設の安全確保	8 4
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	8 4
第4 NBC攻撃による災害への対処等	8 6
第9章 被災情報の収集及び報告	8 8
第10章 保健衛生の確保その他の措置	9 0
1 保健衛生の確保	9 0
2 廃棄物の処理	9 1
第11章 国民生活の安定に関する措置	9 2
1 生活関連物資等の価格安定	9 2
2 避難住民等の生活安定等	9 2
3 公共的施設の適切な管理	9 2
第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	9 3
第1章 初動対応力の強化	9 5
1 危機管理体制の強化	9 5

2 対処マニュアルの整備	9 6
3 発生現場における連携協力のための体制づくり	9 6
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	9 6
5 装備・資材の備蓄	9 7
6 訓練等の実施	9 7
7 住民・昼間区民への啓発	9 7
第2章 平時における警戒	9 8
1 危機情報等の把握・活用	9 8
2 危機情報等の共有	9 8
3 警戒対応	9 8
第3章 発生時の対処	9 9
1 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合	9 9
2 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合	9 9
3 区災害対策本部等による対応	1 0 0
4 区緊急対処事態対策本部への移行	1 0 1
第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処	1 0 2
1 危険物質を有する施設への攻撃	1 0 2
2 大規模集客施設等への攻撃	1 0 2
3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	1 0 3
4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	1 0 4
5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	1 0 6
6 交通機関を破壊手段とした攻撃	1 0 7
第5編 復旧等	1 0 8
第1章 応急の復旧	1 0 8
1 基本的考え方	1 0 8
2 公共的施設の応急の復旧	1 0 8
第2章 武力攻撃災害の復旧	1 0 9
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	1 1 0
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 1 0
2 損失補償及び損害補償	1 1 0
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 1 0

資料編

第1編 総論

第1章 区の責務、計画の位置づけ、構成等

区は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、区の責務を明らかにするとともに、区の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 区の責務及び区国民保護計画の位置づけ

(1) 区の責務

区（中野区長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）を踏まえ、区の国民の保護に関する計画（以下「区国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 区国民保護計画の位置づけ

区は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、区国民保護計画を作成する。

(3) 区国民保護計画に定める事項

区国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、区が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

区国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備え

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第5編 復旧等

資料編

3 計画の見直し、変更手続

(1) 区国民保護計画の見直し

区国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

区国民保護計画の見直しに当たっては、区国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 区国民保護計画の変更手続

区国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、区国民保護協議会に諮問のうえ、東京都知事（以下「都知事」という。）の協議を経て、中野区議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、区国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

区は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

区は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

区は、国、都、隣接区等並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

区は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、区は、地域防災住民組織、消防団の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

区は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、区は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

区は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置について、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

区は、国民保護措置に従事する者及び要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

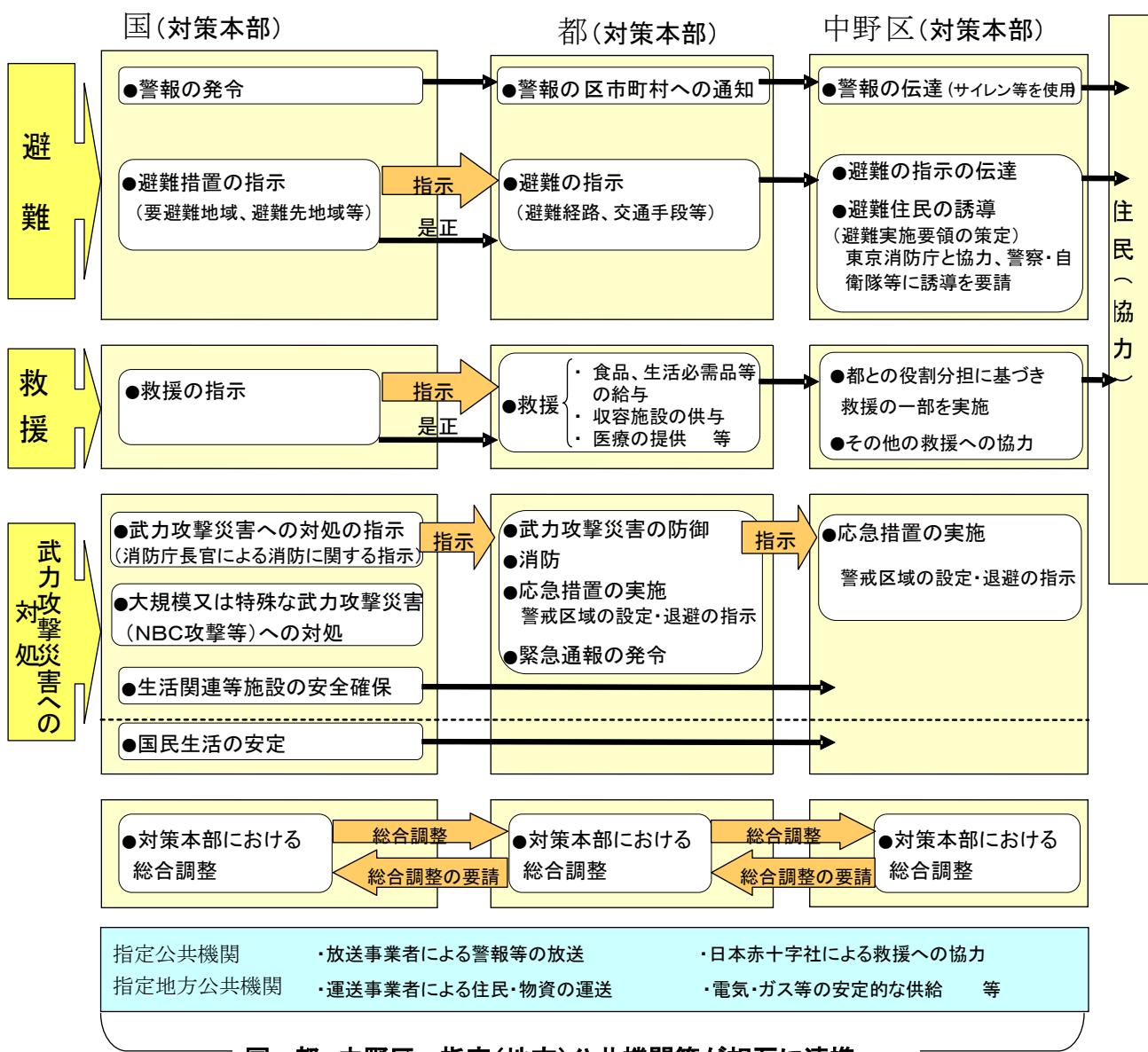
(9) 外国人への国民保護措置の適用

区は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第3章 区・都及び関係機関の業務の大綱等

区は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における区の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民保護に関する業務の全体像



国、都、中野区、指定(地方)公共機関等が相互に連携

○区の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
中野区	<p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

○都の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<p>1 国民保護計画の作成</p> <p>2 国民保護協議会の設置、運営</p> <p>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</p> <p>4 組織・体制の整備、訓練</p> <p>5 警報の通知</p> <p>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>10 交通規制の実施</p> <p>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>

○関係機関の業務大綱

[資料編参照]

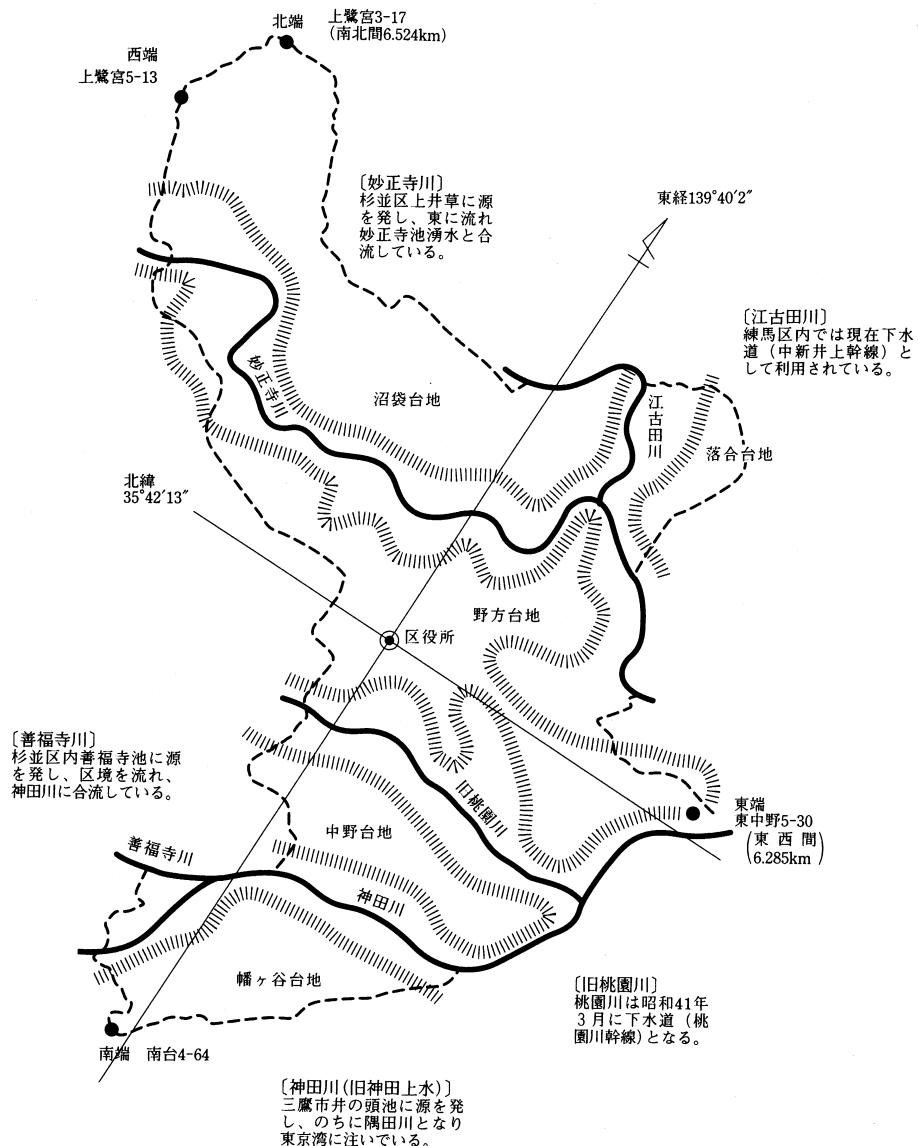
第4章 中野区の地理的、社会的特徴

区は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき区の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 位置と地形

区は、東京都の西北方地区の中央部に位置し、東は新宿区、豊島区、西は杉並区、南は渋谷区、北は練馬区に接し、その距離は東西6.285km、南北6.524kmに及ぶ地域を占め、面積15.59km²である。

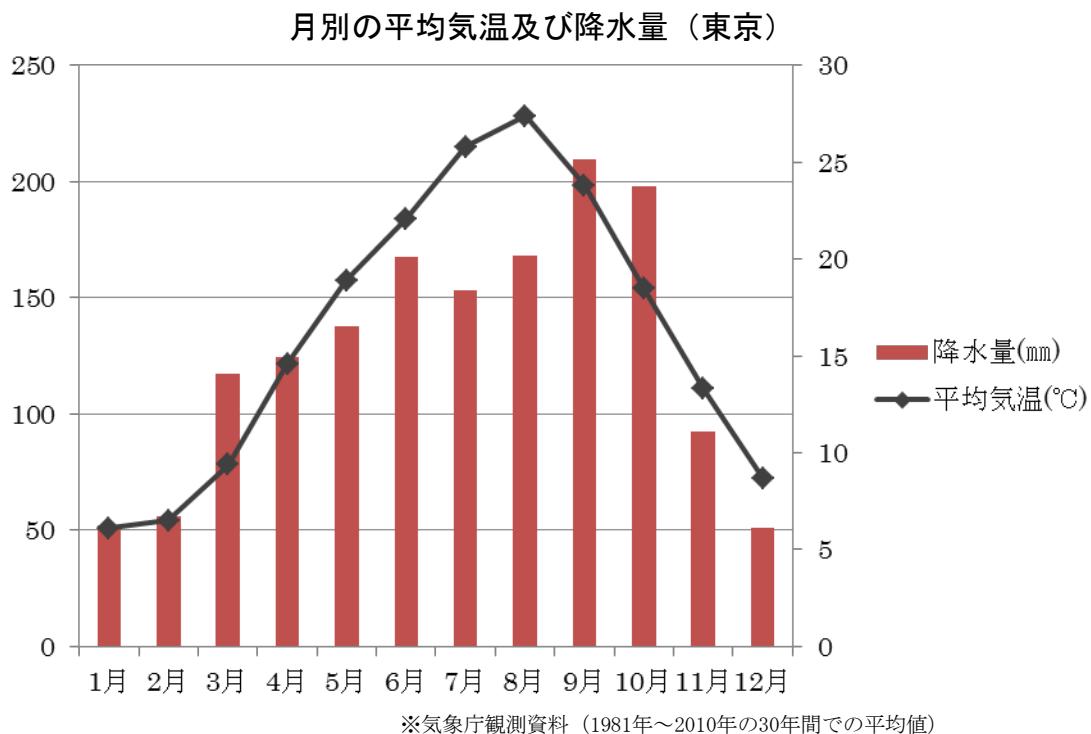
中野区には、沼袋、野方、中野、幡ヶ谷、落合の5つの台地がある。その台地の間を江古田川、妙正寺川、旧桃園川、神田川、善福寺川の5つの川が流れている。これらの川は神田川と合流し、さらに下流で隅田川に流れ込み、東京湾に注いでいる。標高は、台地面で約40mのところが多く、神田川の流域などでは30m以下となっている。



(2) 気候

温帯気候であり、夏は高温多湿、冬は寒冷少雨である。

気温は、年平均16度で、近年は区部を中心に「ヒートアイランド化」の影響により、年々上昇する傾向にある。降水量は、梅雨時期や秋雨・台風の時期を中心に多く、年平均3個の台風が接近する。



(3) 人口と世帯（平成22年国勢調査結果参照）

中野区の人口は314,570人、世帯数は184,267世帯で、23区中位である。人口密度は1平方キロメートルあたり20,189人で23区中2位である。区内では、JR中央線を境に南の地域が比較的高く、1平方キロメートルあたり3万人を超える地区もある。

中野区の人口構成を年代別にみると、20歳代が多く、人口の17.5%を占めている。23区平均の20歳代の占める割合が13.4%であることから、中野区は20歳代人口が比較的多い区といえる。また、65歳以上の人人が占める割合は19.6%であり、23区平均19.8%とほぼ同等となっている。

中野区の昼間人口は289,176人、夜間人口は314,750人で昼間人口が少なくなっている。これは、中野区が都心に近く、交通の便がよいなど、都心への通勤、通学者の住宅地となっている理由があげられる。世帯構成をみると、単身世帯が全世帯数の60.1%を占め平成17年度調査から3ポイント増加し、5人以上の世帯は減少し、全世帯数の1.9%に過ぎない。また、夫婦のみ・夫婦と子ども・ひとり親と子どもからなる核家族世帯は、一般世帯の34.6%を占めている。

(平成27年1月1日住民基本台帳人口)

町	世帯数	男	女	人 員
南台	11,185	9,719	9,726	19,445
弥生町	13,222	10,774	10,889	21,663
本町	18,105	14,013	14,280	28,293
中央	17,767	14,196	13,903	28,099
東中野	13,607	10,746	10,898	21,644
中野	16,264	13,404	12,448	25,852
上高田	12,321	10,303	9,517	19,820
新井	11,066	9,184	8,506	17,690
沼袋	8,494	6,949	6,631	13,580
松が丘	3,751	3,278	3,078	6,356
江原町	5,012	4,433	4,508	8,941
江古田	6,572	5,720	5,879	11,599
丸山	2,721	2,483	2,499	4,982
野方	12,457	10,409	10,071	20,480
大和町	9,476	8,019	7,269	15,288
若宮	7,450	6,271	6,229	12,500
白鷺	5,783	5,254	5,723	10,977
鷺宮	8,958	7,976	8,261	16,237
上鷺宮	6,455	6,338	6,841	13,179
合 計	190,666	159,469	157,156	316,625

(4) 交通、道路等

区内の鉄道は、区中央部を東西に貫通するJR中央線が中枢をなし、これと平行して南に東京メトロ丸ノ内線、北には西武新宿線が走り、東京メトロ東西線は中野駅に相互乗り入れをしている。また、平成9年に都営地下鉄大江戸線が開通、新江古田駅が新設されるとともに、JR中央線の東中野駅、東京メトロ丸ノ内線の中野坂上駅とで接続するなど新たな交通ネットワークの形成が図られた。

一方、バス路線は京王、関東、都営、西武、国際興業の5社が主に南北方向を運行しているが、交通渋滞等の影響を受け、定時性の確保が難しくなっている。このようなことから、簡便に利用できる自転車やバイクの利用者が増加し、放置自転車などの問題が生じている。また、平成17年から区のコミュニティバス「なかのん（愛称）」の運行を開始し、区内北西部の交通網の充実を図った。

区内的幹線道路は、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通りなどが東西に、環状6号線（山手通り）、環状7号線、中野通りなどが南北に走り、中野区の重要な交通を担っており、山手通りの地下には、首都高速道路中央環状線山手通りが平成22年3月に開通した。しかし、幹線道路を補完する道路の整備が遅れており、また、狭あいな生活道路が入り組んでいる地域が多く、防災安全上の課題を抱えている。

(5) 消防

特別区の存する区域の消防行政は、都が一体的に管理している。

(6) その他

武力攻撃目標やテロの標的となる地域や施設を想定したとき、直接的に区内において武力攻撃災害を受ける可能性は低いが、東京都庁をはじめとした高層ビル群、大規模ターミナル駅・集客施設・繁華街を抱える複数区と接する地勢により、事態発生の際には、多数の避難住民等の通過及び受け入れ地域となることが想定される。

第5章 区国民保護計画が対象とする事態

区国民保護計画においては、以下のとおり都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、N B C兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

* N : 核 (物質) Nuclear B : 生物剤 Biological C : 化学剤 Chemical

- 区国民保護計画では、世界の首都や大都市で大規模なテロが多く発生している状況や、国内外の注目が集まる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への危機管理の視点を踏まえ、緊急対処事態（大規模なテロ）への対処を重視する。
- なお、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、競技会場や重要インフラ等を狙ったサイバー攻撃が予想されるなど、都内におけるサイバーテロの脅威が高まっている。サイバーテロは、都民生活や都市活動に大きな影響を与えるとともに、緊急対処事態に発展するおそれもあることから、関係機関等と連携しながら、その動向に注視し適切に対応していく。

1 武力攻撃事態

区国民保護計画においては、武力攻撃事態^(*)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

^(*) 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が迫していると認められる事態をいう。

事 態 類 型	特 徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。 <p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
<p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候

	<p>の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・弾道ミサイルを使用して我が国を直接攻撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>・爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に發揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

2 緊急対処事態

区国民保護計画においては、緊急対処事態^(**)として、都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

事 態 類 型	特 徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。 (都内には原子力事業所等は存在しない。)○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 (都内には石油コンビナートは存在しない。)○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害の(水害)は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 「N B Cを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段とした攻撃	<ul style="list-style-type: none">○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

(**) 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものという。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、N B C攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。）が行われることも考慮する。

種 別	特 徴
■核兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射によって生ずる。○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 人に知られることなく散布することが可能である。○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■化学兵器等	<ul style="list-style-type: none">○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。○ 特有のにおいがあるあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

4 緊急対処事態に関する読み替え

区国民保護計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次のとおり読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・武力攻撃事態等対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・国際人道法に関する規定
- ・赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 区における組織・体制の整備

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 区の各部等における平素の業務

区の各部等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【中野区の各部等における平素の業務】

- ◆ 共通事項：各部はその所掌に従って分担する業務を円滑に行うため、必要なマニュアルを整備する。

部名等	平素の業務
政策室	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する総合調整に関すること
経営室	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会の運営に関すること
会計室	<ul style="list-style-type: none">・国民保護計画の見直し・変更に関すること・国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の運営体制に関すること・職員体制〔職員の参集基準等〕の整備に関すること・国民保護措置の従事者に対する安全対策に関すること・情報通信体制の整備に関すること・東京都及び他区等との連携体制に関すること・指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携体制に関すること・国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関すること・研修、訓練、啓発に関すること・危機情報等の収集、分析、整理に関すること・被災情報の収集・提供体制の整備に関すること・安否情報の収集・提供体制の整備に関すること・特殊標章等の管理に関すること・警報伝達・避難誘導体制の整備に関すること・備蓄物資の調達及び配分に関すること・報道機関との連絡体制に関すること・救援物資及び義援金の総括に関すること・国民保護対策に係る予算、その他財務に関すること・車両調達及び配車計画に関すること・国民保護に係るボランティアの総合調整に関すること・避難実施要領等各種マニュアルの整備に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部または現地連絡調整所の運営体制の整備に関すること ・その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する業務
地域支えあい 推進室 区民サービス 管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営体制の整備に関すること ・廃棄物等の処理に関すること ・事業所との連絡体制に関すること ・所管施設における警戒等の予防対策に関すること
子ども教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児・保育園児、児童館利用者の安全確保に関すること ・幼稚園・保育園及び児童館における警戒等の予防対策に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護に関すること ・防疫その他の保健衛生に関すること ・災害時要配慮者に対する支援に関すること ・死体の収容・保管等に関すること ・行方不明者の調査に関すること ・高齢者及び障害者施設利用者の安全確保に関すること ・所管施設における警戒等の予防対策に関すること
都市政策推進 室 都市基盤部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等の確保に関すること ・道路等の保全及び障害物の除去に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導体制の整備に関すること ・文化財の保護に関すること ・所管施設における警戒等の予防対策に関すること
区議会事務局 監査事務局 選挙管理委員 会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・他部に対する応援のための体制整備に関すること

【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	平 素 の 業 務
東京消防庁	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること
第四消防方面本部	3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること
中野消防署	5 装備・資機材の整備に関すること
野方消防署	6 特殊標章の交付・管理に関すること（※） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

※ 東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。

2 区職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、東京消防庁（消防署）との間で構築されている情報連絡体制を踏まえて当直等の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡がとれる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、区長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定無	区の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機情報収集体制	
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理等対策会議体制	
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 ^(*) に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④ 災害対策本部体制	
事態認定有	区国民保護対策本部設置の通知がない場合	区の全部等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	① 危機情報収集体制
		全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	② 危機管理等対策会議体制
	区国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③ 区国民保護対策本部体制

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①危機情報収集体制	行政監理分野、防災・都市安全分野担当職員が参集
②危機管理等対策会議体制	危機管理等対策会議の構成員 区長、副区長、教育長、政策室長、経営室長、危機管理担当部長、都市政策推進室長、地域支えあい推進室長、区民サービス管理部長、子ども教育部長、健康福祉部長、保健所長、環境部長、都市基盤部長、教育委員会事務局次長、政策室副参事（広報担当）、経営室副参事（経営担当）、経営室副参事（行政監理担当）、都市基盤部（防災・都市安全担当）の職にある者
③ 区国民保護対策本部体制	全ての区職員が本庁又は出先機関等に参集
④ 災害対策本部体制	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

区の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

^(*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、緊急災害対策本部長室態勢（資料編参照）要員を参集予定職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、区対策本部長の代替職員については、緊急災害対策本部長室態勢により以下のとおりとする。

代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）	代替職員（第4順位）
副区長	副区長	教育長	政策室長

(6) 区対策本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を区庁舎内に設置できない場合に備え、区対策本部の予備施設を次のとおり指定する。

第1順位	もみじ山文化センター本館	中野区中野2-9-7
第2順位	新井区民活動センター	中野区新井3-11-4

(7) 職員の所掌事務

区は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という）を設置した場合においてその機能が確保されるよう以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、東京消防庁（消防署）から武力攻撃災害における消火、救助、救急等の活動に関する情報を受け、その初動体制を把握する。

また、地域防災計画における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、以下のとおり示し迅速に処理する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】
(※表中の「法」はすべて国民保護法を示す)

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。 (法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

第2 関係機関との連携体制の整備

区は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、他の区、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

区は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、区国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換を行う。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当局等名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

区長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

3 隣接区等との連携

(1) 隣接区等との連携

区は、隣接区等の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、隣接区等の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に關し締結されている区市間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における隣接区等相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、隣接区等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(4) 事業所等との連携

また、区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 地域防災住民組織等に対する支援

(1) 地域防災住民組織等に対する支援

区は、地域防災住民組織及び町会・自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて地域防災住民組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、地域防災住民組織等相互間、消防団及び隣接区等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、地域防災住民組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、地域防災住民組織に対する指導、訓練を実施するにあたっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 地域防災住民組織以外のボランティア団体等に対する支援

区は、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

区は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

区は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、国からの通知・伝達を迅速かつ確実に受信するため、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

(2) 非常通信体制の確保

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・國民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

区は、國民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

○ 区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

- 区長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは地域防災住民組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
- 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、地域防災住民組織による伝達、町会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察との連携

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

- 区は、区域内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、警報の内容の伝達を行うことができるように準備する。
また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 外

- 区は、大規模集客施設の管理者等に対する突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備に関し、都及び東京消防庁（消防署）とともに指導・助言する。

(6) 民間事業者の協力

区は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行う。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

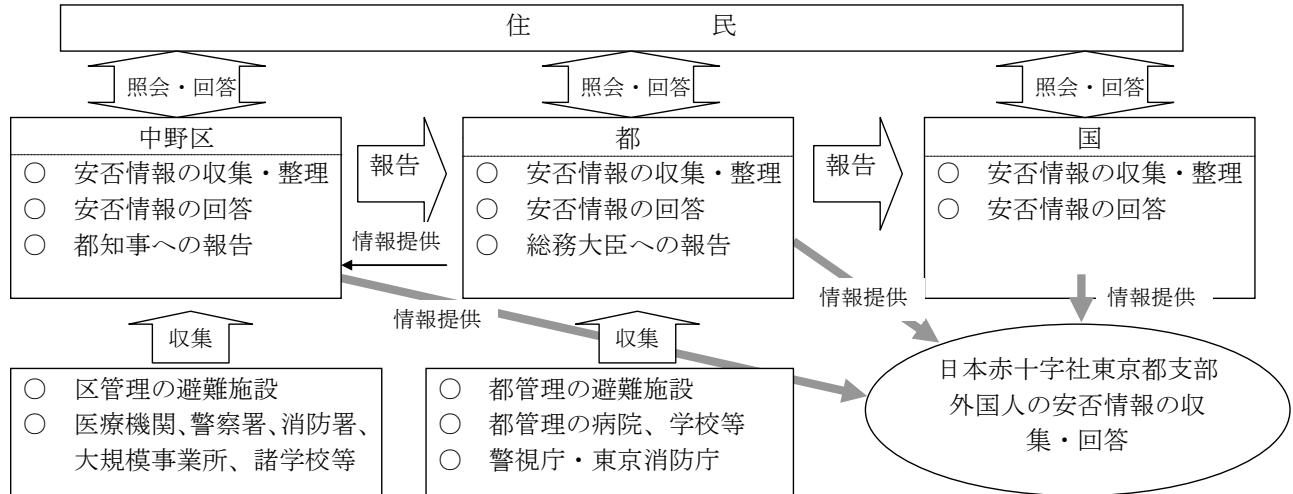
1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民

- （上記①～⑦に加えて）
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要事項
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことと基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応
 - ・中野区 …… 区管理の避難施設
区の施設（学校等）
区域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
 - ・都 ………… 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報（以下参照）の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき情報》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》

「 資料編 情報連絡系統図 参照 」

(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備 (*)

区は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

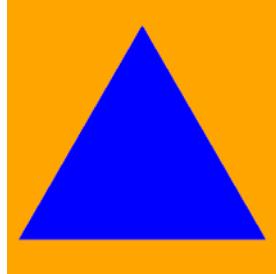
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下の章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下の章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面			裏面		
身分証明書 IDENTITY CARD			身長 Height _____ 眼の色 Eyes _____ 髪の色 Hair _____		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel			その他 特徴又は情報 Other distinguishing marks or information:		
氏名 Name _____			性別 Sex _____		
生年月日 Date of birth _____			持持者写真 Photo of holder		
この証明書の所有者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ議定及び1949年8月12日のジンヌアード議定の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書II)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Convention of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Convention of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol II) in his capacity as _____			交付年月日 Date of issue _____ 証明書番号 No. of card _____		
許可権者の署名 Signature of issuing authority _____			有効期間の満了日 Date of expiry _____		
(日本工業規格 A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))					

(身分証明書のひな型)

(2) 交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(3) 特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

区職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、区における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大학교、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

区は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、地域防災住民組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e－ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

区は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 区における訓練の実施

区は、隣接区、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 区対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区は、町会・自治会、地域防災住民組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等

は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

- ⑤ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 区は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えについて必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

[資料編参照]

(2) 隣接区との連携の確保

区は、区界を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接区と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「災害時要配慮者対策班」を迅速に設置し、都の災害要配慮者対策総括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるよう、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

区は、区の行う救援について、地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

区は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

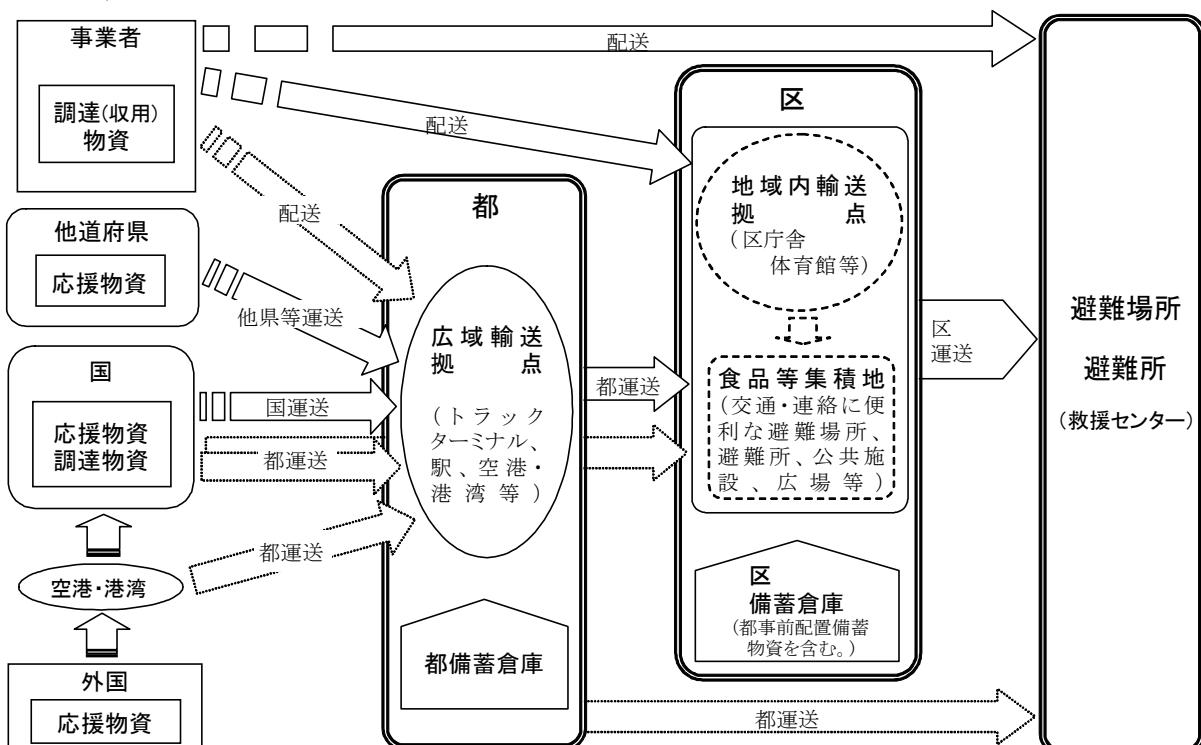
(2) 運送経路の把握等

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する区の区域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

『緊急物資等の配送の概要』



5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区分	用途	施設（例示）
避難所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・小、中、高等学校 ・公民館 ・体育館 ・劇場、ホール ・コンベンション施設 ・地下鉄コンコース ※ ・地下街 ※ 等
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・社会福祉施設 等
避難場所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・都立公園 ・河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

区は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

（1）生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参考官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

区が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 区における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(*)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達に努める。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 都及び他の区市町村との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 区が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

区は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) 復旧のための各種資料等の整備等

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

(*) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、地域防災住民組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

- 区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。
- 区は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等におい

て住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

また、区は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

区は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

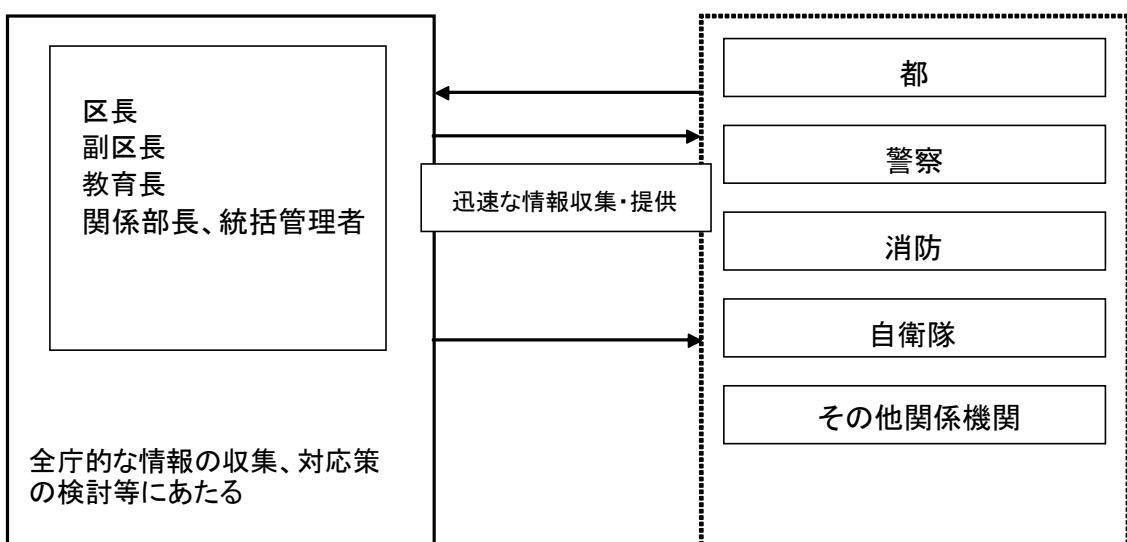
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様態に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における危機管理等対策会議の設置及び初動措置

(1) 危機管理等対策会議の設置

- ① 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、「危機管理等対策会議」を設置する。

【危機管理等対策会議の構成等】



区職員が住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告するものとする。

② 「危機管理等対策会議」は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理等対策会議を設置した旨、都へ連絡する。

この場合、危機管理等対策会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

① 区は、「危機管理等対策会議」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、「災害対策本部」を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

② 区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

③ また、政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、区対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 区対策本部への移行に要する調整

「危機管理等対策会議」を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「危機管理等対策会議」は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、区対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機情報収集体制を立ち上げ、又は、危機管理等対策会議を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全序的な体制を構築する。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、次の手順により行う。

① 区対策本部を設置すべき区への指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき指定の通知を受ける。

② 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に危機管理等対策会議を設置していた場合は、区対策本部に切り替える（前述））。

③ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区対策本部職員は、区対策本部員等に対し一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

④ 区対策本部の開設

区対策本部職員は、区役所2階防災センターに区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

区長は、区対策本部を設置したときは、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 職員の配置等

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 区対策本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等、区対策本部を区役所内に設置できない場合は、前記の順位にしたがい区対策本部を予備施設に設置する。なお、事態の状況に応じ、区長の判断により順位を変更することができる。

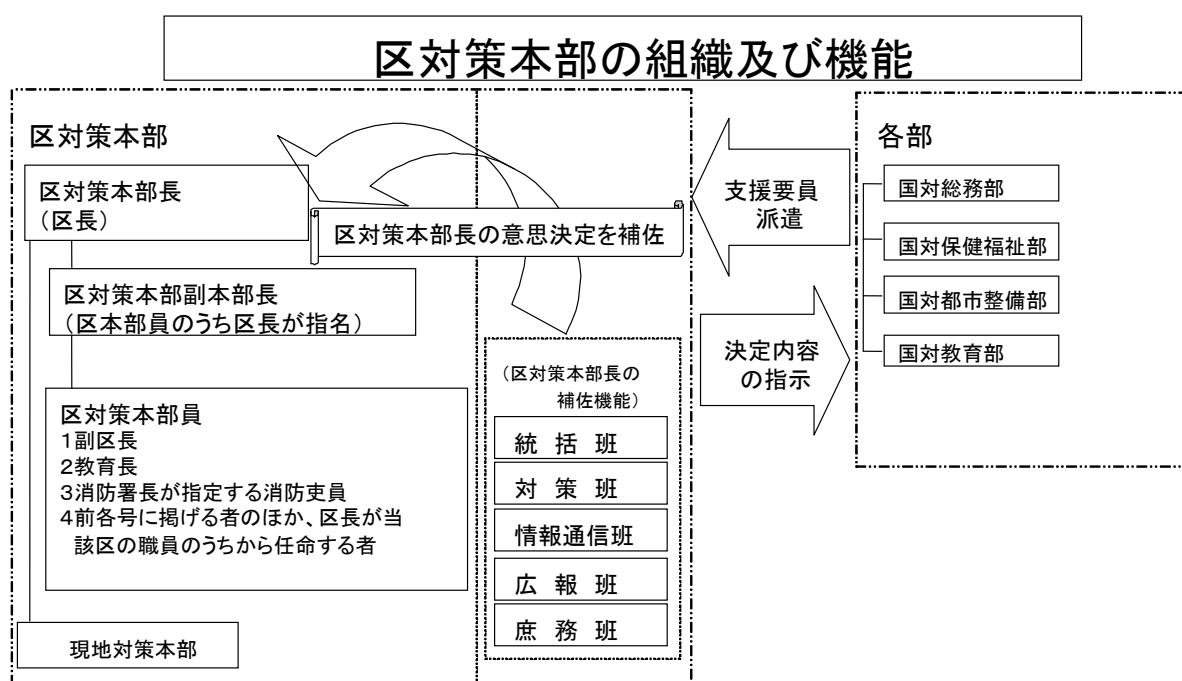
また、区域外への避難が必要で、区域内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 区対策本部を設置すべき指定の要請等

区長は、区に対して区対策本部を設置すべき指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部室分野において措置を実施するものとする（区対策本部には、各部室分野から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【区対策本部長の補佐機能の編成】

機能	
統括班	<ul style="list-style-type: none">区対策本部会議の運営に関する事項情報通信班が収集した情報を踏まえた区対策本部長の重要な意思決定に係る補佐区対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示・伝達

対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 ・ 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・ 避難実施要領の策定に関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 武力攻撃災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 区対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保 ・ 警報及び緊急通報の内容の伝達、通知に関すること
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や区対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区対策本部員や区対策本部職員のローテーション管理 ・ 区対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【区の各部における武力攻撃事態における業務】

部 名	武力攻撃事態等における業務
国対総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区対策本部に関すること ・ 特殊標章などの交付、許可に関すること ・ ボランティアの受け入れ及び総合調整に関すること ・ 被災者に対する区民税の減免及び徴収猶予に関すること ・ 現地対策本部及び現地連絡調整所における連絡調整に関すること ・ 罷災相談所の開設に関すること ・ 避難所の開設・運営に関すること ・ 避難住民の誘導及び救援に関すること ・ 見舞金、救援物資等の配布に関すること ・ 日本赤十字社との連携に関すること ・ 地域防災住民組織との連絡及び協力要請に関すること ・ 廃棄物等の処理に関すること ・ 区内の被害状況の調査に関すること ・ 所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること

国対保健 福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品の供給に関すること ・防疫その他の保健衛生の実施に関すること ・災害時要配慮者対策班の配置に関すること ・災害弔慰金の支給及び援護資金の貸し付けに関すること ・遺体の収容及び引渡し並びに埋葬に関すること ・幼稚園児・保育園児及び児童館利用者の避難誘導並びに保護者への引渡しに関すること ・応急保育に関すること ・所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること
国対都市 整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川、公園等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること ・建築物の応急危険度判定に関すること ・仮設住宅及び仮設便所の設置に関すること ・がれきの処理に関すること ・区営住宅等の入居に関すること
国対教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の避難誘導並びに保護者への引渡しに関すること ・所管施設の被害状況の調査と応急措置に関すること ・応急教育に関すること

【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（東京都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第四消防方面本部 中野消防署 野方消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること 2 消火、救助・救急に関すること 3 危険物等の措置に関すること 4 避難住民の誘導に関すること 5 警報伝達の協力に関すること 6 消防団との連携に関すること 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(4) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整備する。

【区対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 都と連携した広報体制を構築すること。

④ 関係する報道機関への情報提供

新聞社等報道機関へ必要な情報提供を行う。

(5) 現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるとときは、区対策本部の事務の一部を行うため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長や現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 区の区域に係る国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する所要の総合調整を行うよう要請する。^(*) また、区対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関する総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

^(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

3 特殊標章等の交付及び管理

区長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参考官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・ 区の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携

区は、都の対策本部及び都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(※)を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

^(※) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、自衛隊東京地方協力本部長又は中野区国民保護協議会委員たる自衛隊員を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動^(*)により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じたうえで、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

4 他の区市町村長及び都知事等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 区長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都知事等への応援の要求

区長は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

^(*) 内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）

(3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。
また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 区は、(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 区の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

- ① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を議会に報告し、また区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた

応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 地域防災住民組織等に対する支援等

(1) 地域防災住民組織等に対する支援

区は、地域防災住民組織による警報の内容の伝達、地域防災住民組織や町会・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、地域防災住民組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

区は、国民保護措置に伴い発生した損失補償等、国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するために必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

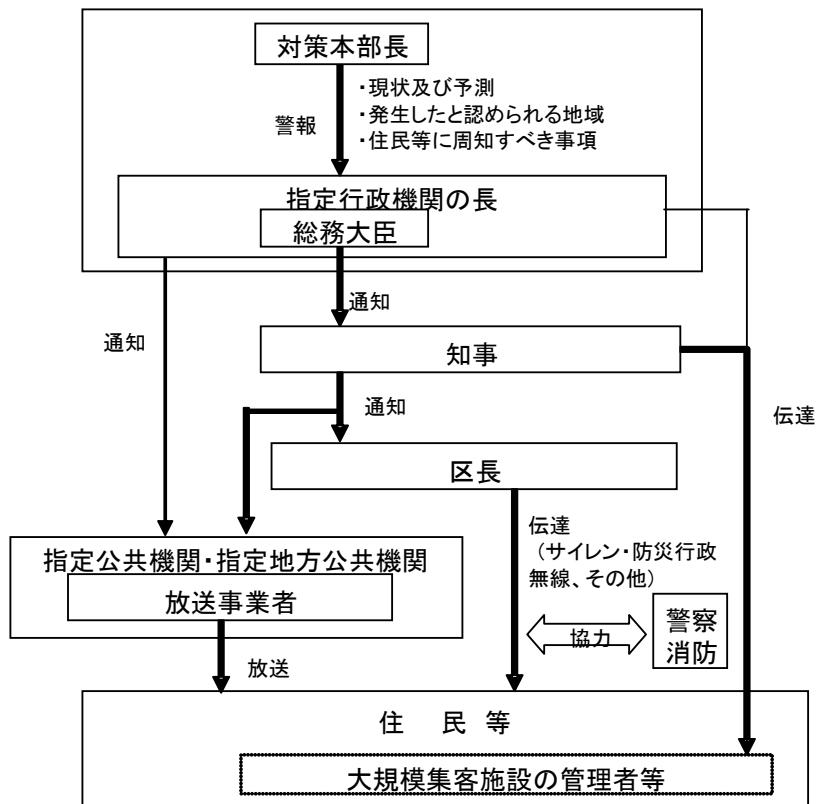
(1) 警報の内容の伝達等

- ① 区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、地域防災住民組織、社会福祉協議会、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。
- ② 区は、都と協力して、区域内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 区は、当該区の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ（<http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に区が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

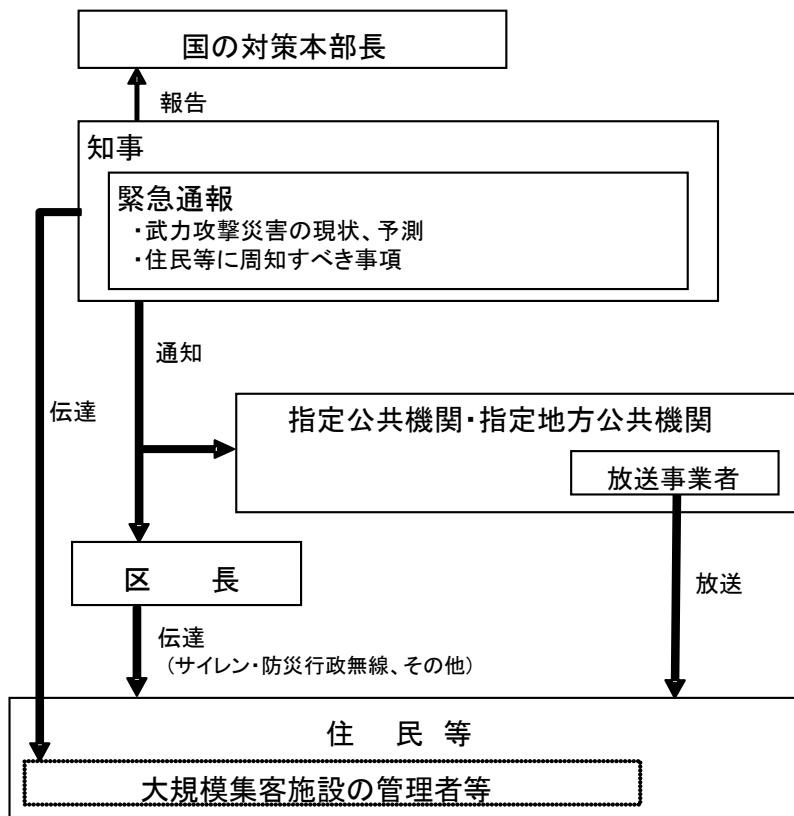
また、広報車の使用、地域防災住民組織による各世帯等への伝達、町会・自治会等への協力依頼など防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

- (2) 区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
- (3) 区は、警視庁（警察署）と緊密な連携を図り、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるようにする。
- (4) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉担当部署との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (5) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

«緊急通報の発令の概要»



第2 避難住民の誘導等

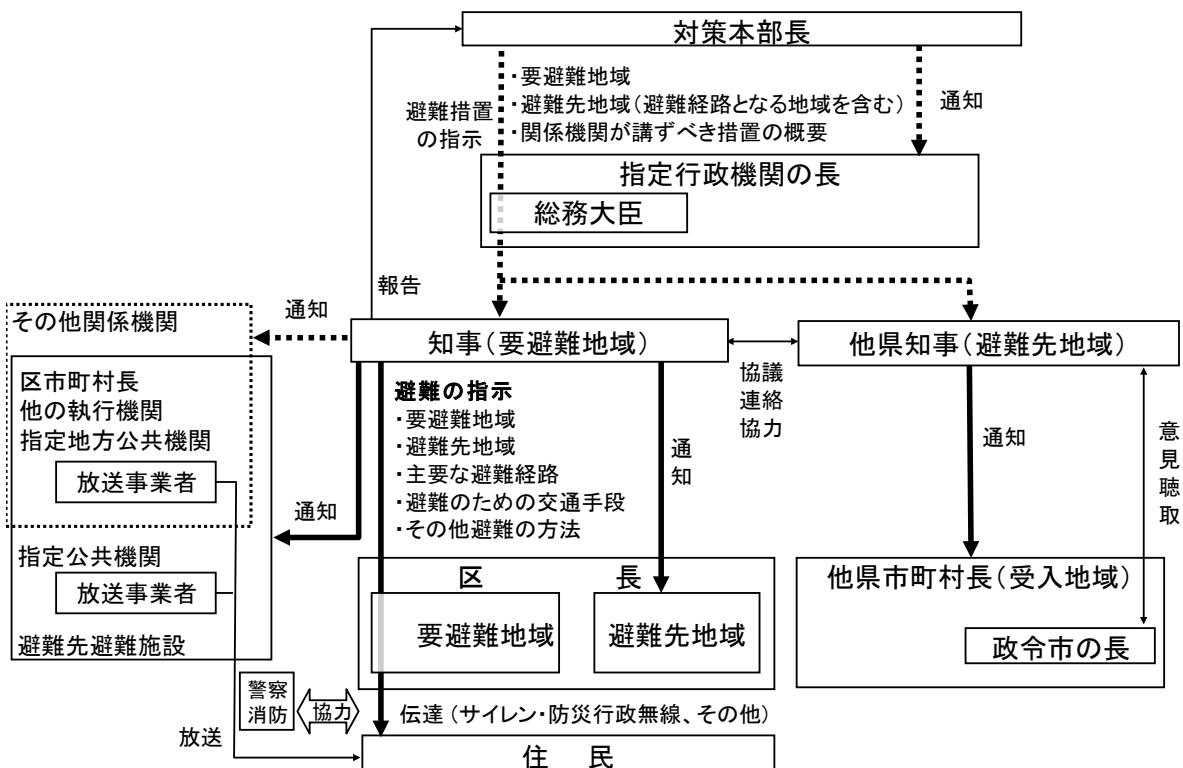
区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導は、区が住民の生命、身体、財産を守るために重要な責務であることから、以下のとおり定める。

1 避難の指示の伝達

① 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

② 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

- ① 区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。
その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。
- ② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

区長は、前記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 区職員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒步による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合=都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要配慮者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

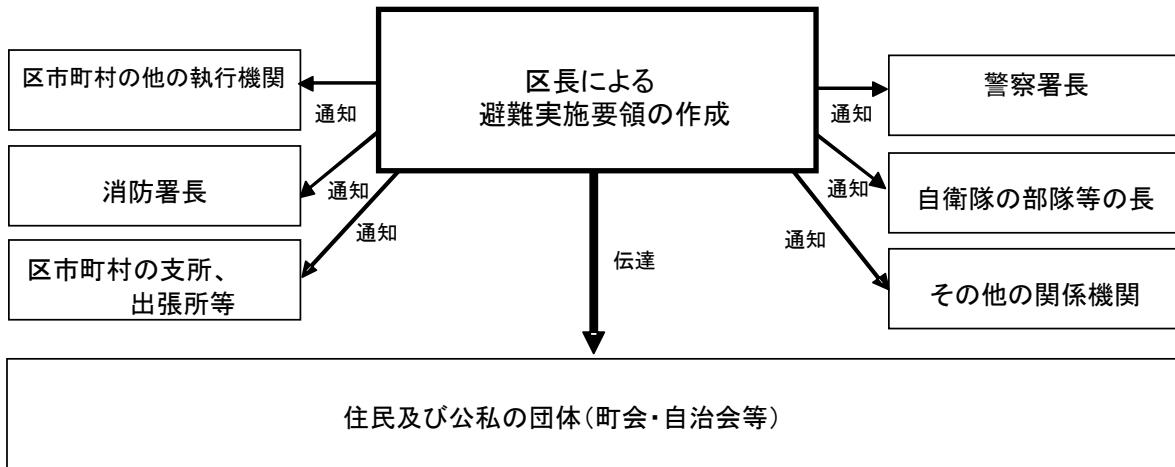
- 区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。
- この場合において、区長は、都を通じた国対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめることとする。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私両者の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区市町村の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 区長による避難住民の誘導

① 区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、区長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章の着用、旗、特殊標章等を携行させる。

② なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘査した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に

対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 地域防災住民組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、地域防災住民組織や町会・自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、要配慮者対策班を設置し、都災害時要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、災害時要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずには要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

区は、原則、区内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに警視庁（警察署）と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。
- ② また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

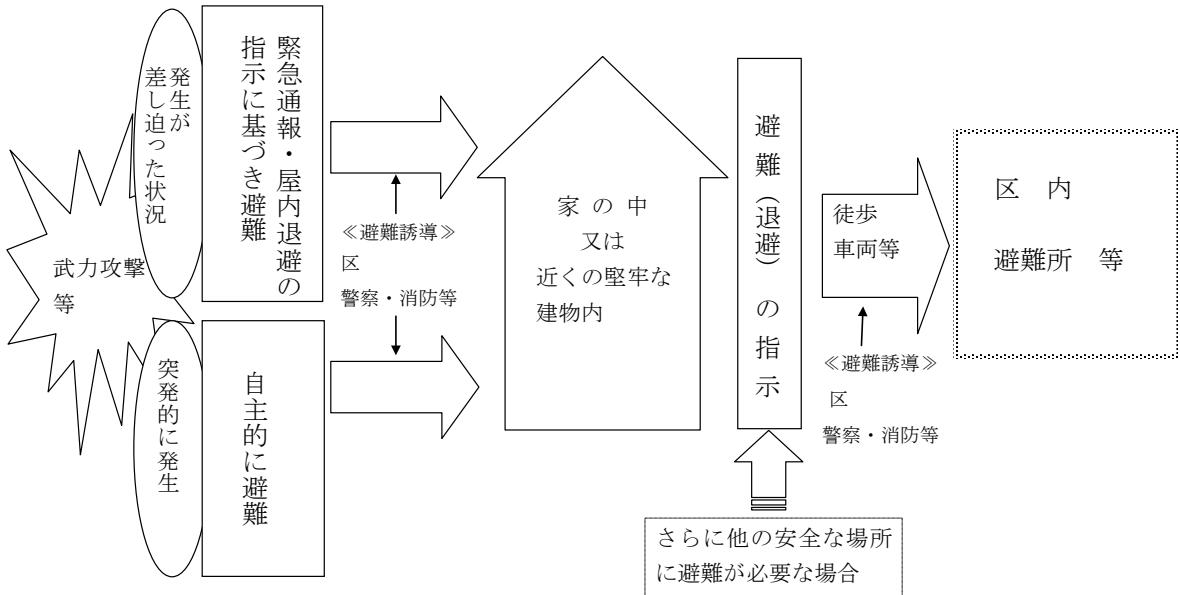
4 想定される避難の形態と区による誘導

(1) 突發的かつ局地的な事態の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

① 屋外で突發的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。
ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。
- ・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- ・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助

言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。

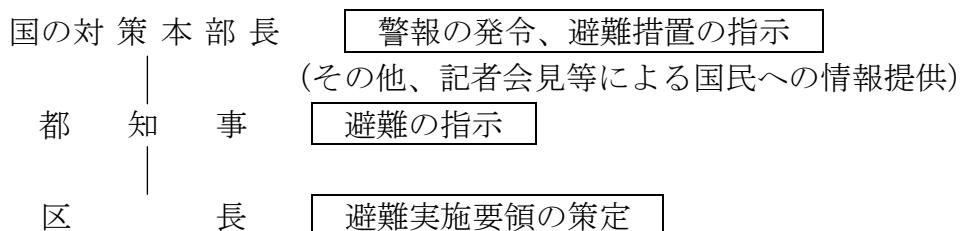
また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、B C 弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア　国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ　実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

航空攻撃（通常爆弾等）

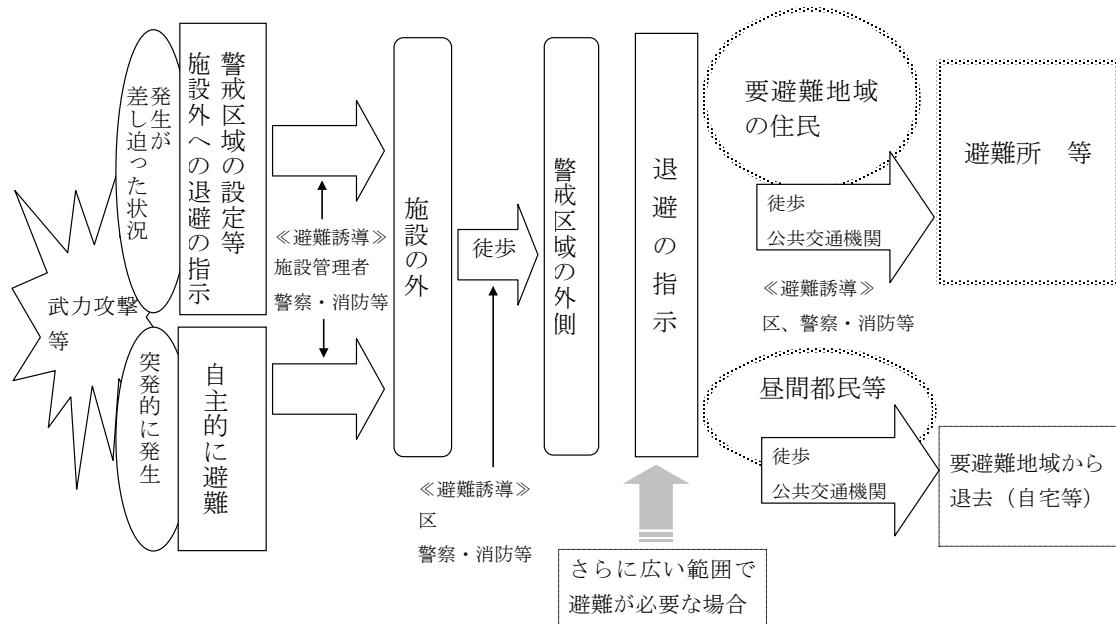
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



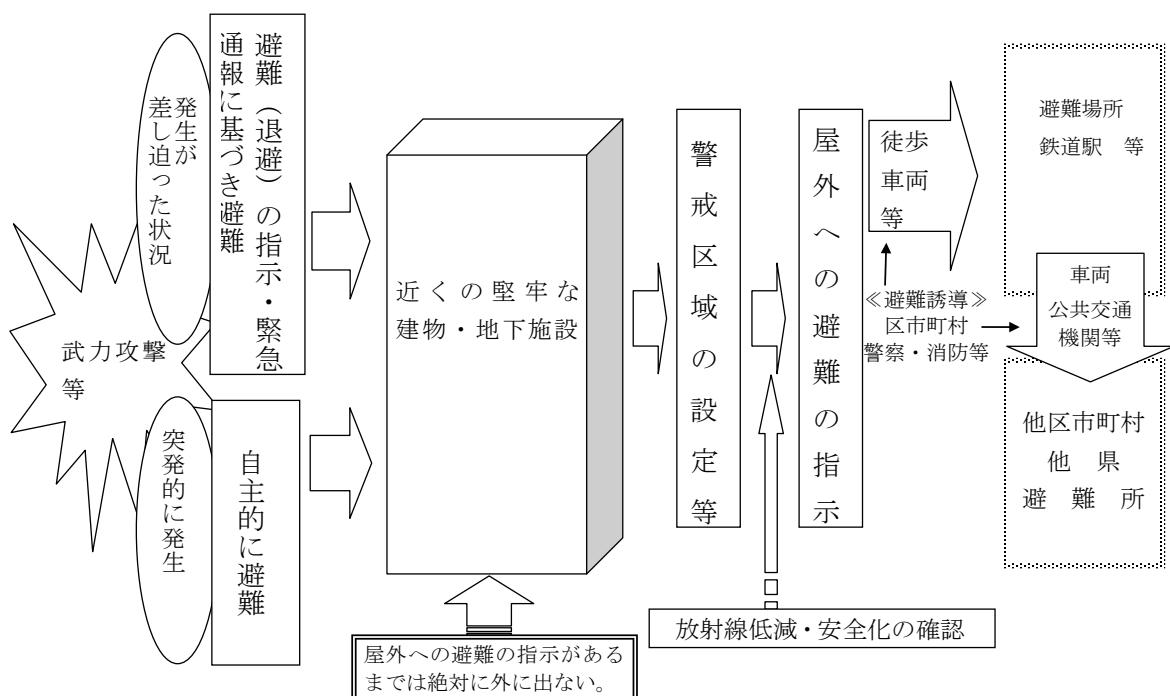
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態 (大規模テロ等 (N B C 攻撃を伴う場合を含む))

大規模テロ等 (緊急対処事態) への対処で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

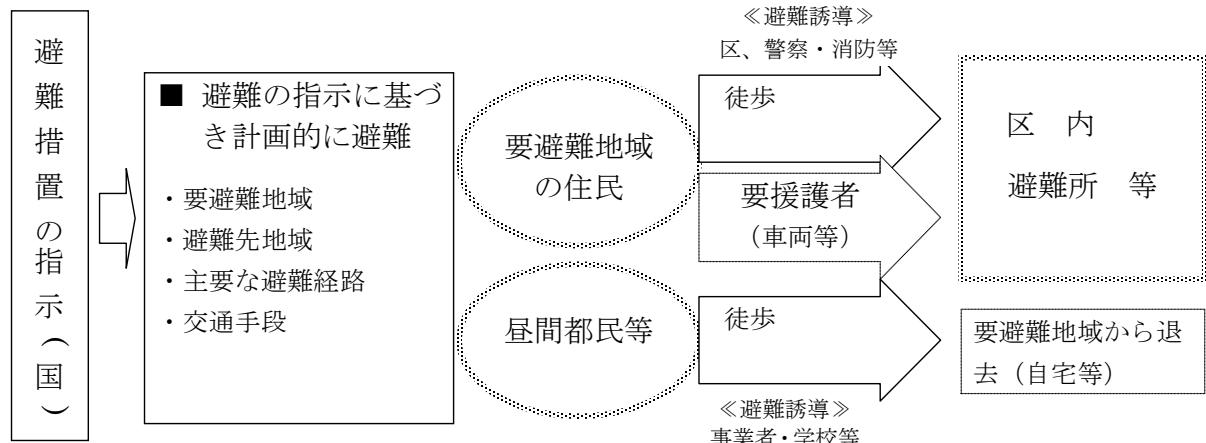
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の避難所等まで誘導する。



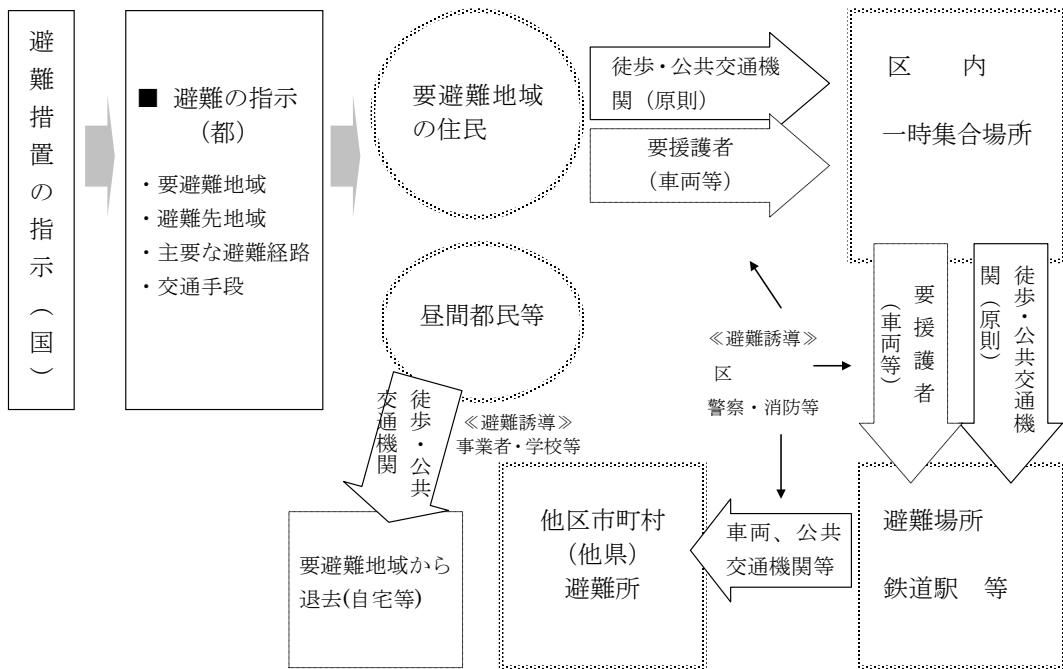
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所・二次避難所の開設、運営

区は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

イ 避難所・二次避難所の管理

区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

(都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。)

ウ 救援センターの設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部^(*)）への報告

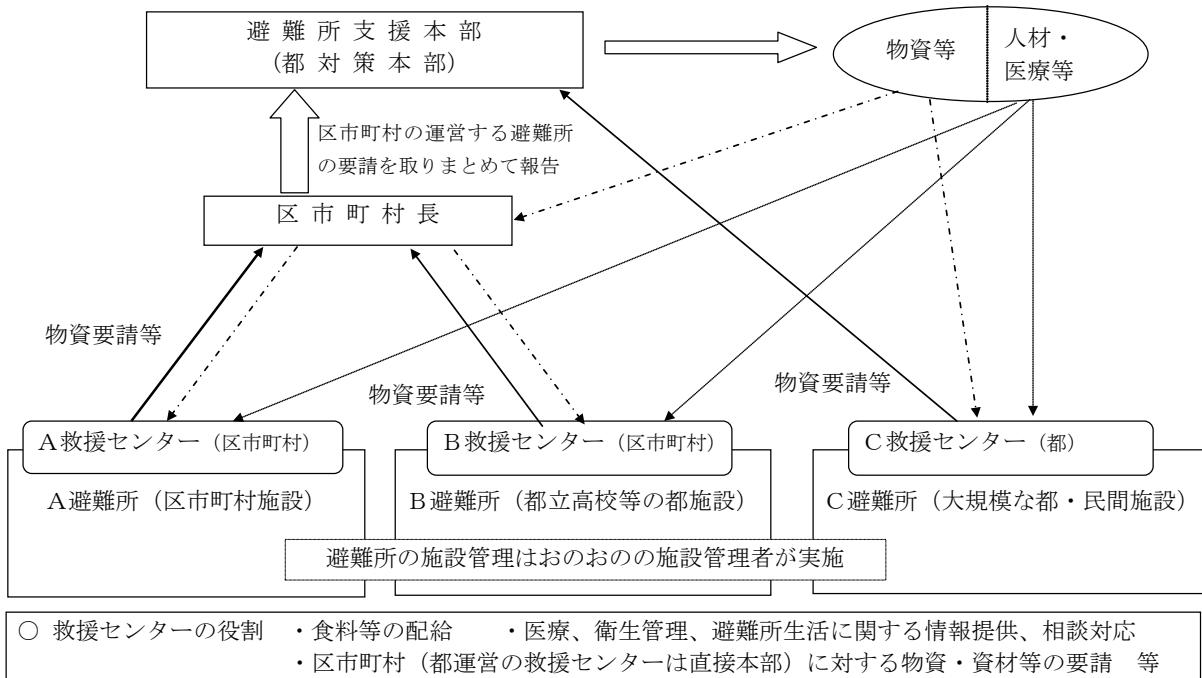
区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・学用品の供給
- ・応急医療の提供
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能または困難になった場合、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

(3) 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力をを行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の捜索及び遺体の処理

区は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

区は、警視庁等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、遺体の搬送、収容及び

処理等を行う。

区は、遺体の処理の時期や場所、遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自ら除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

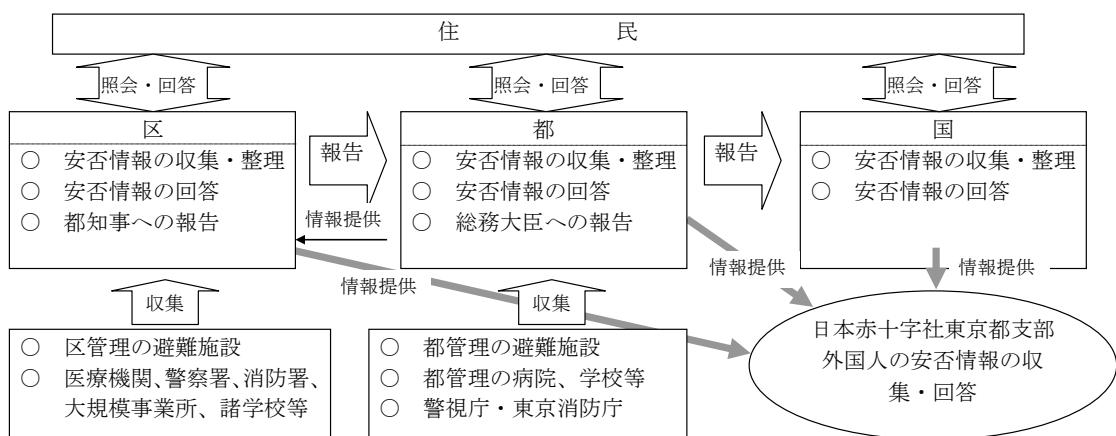
区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区市町村長が適當と認める他の方法により収集する。



(2) 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ① 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- ② 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ① 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

③ 区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(3)、(4)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 都知事への通知

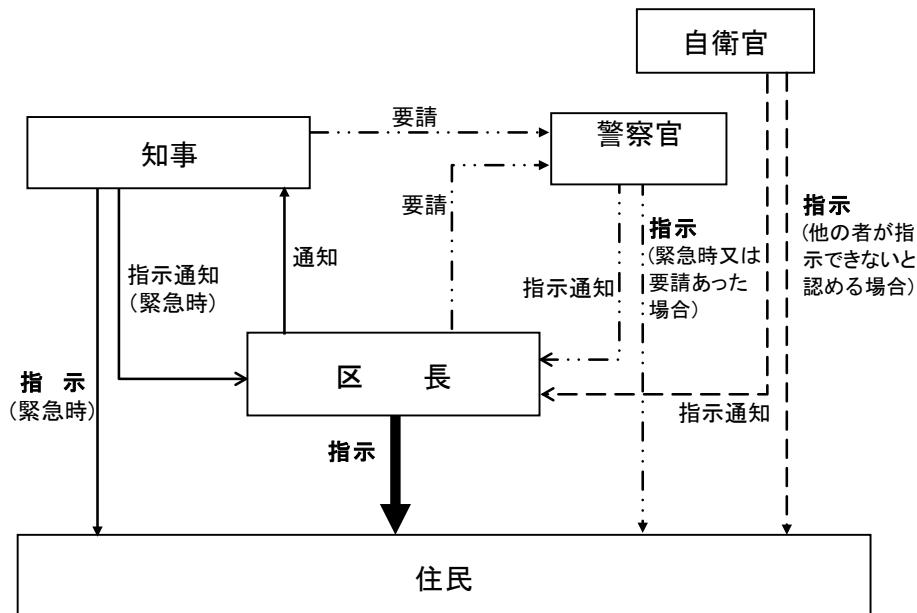
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うこととし、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。 (*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

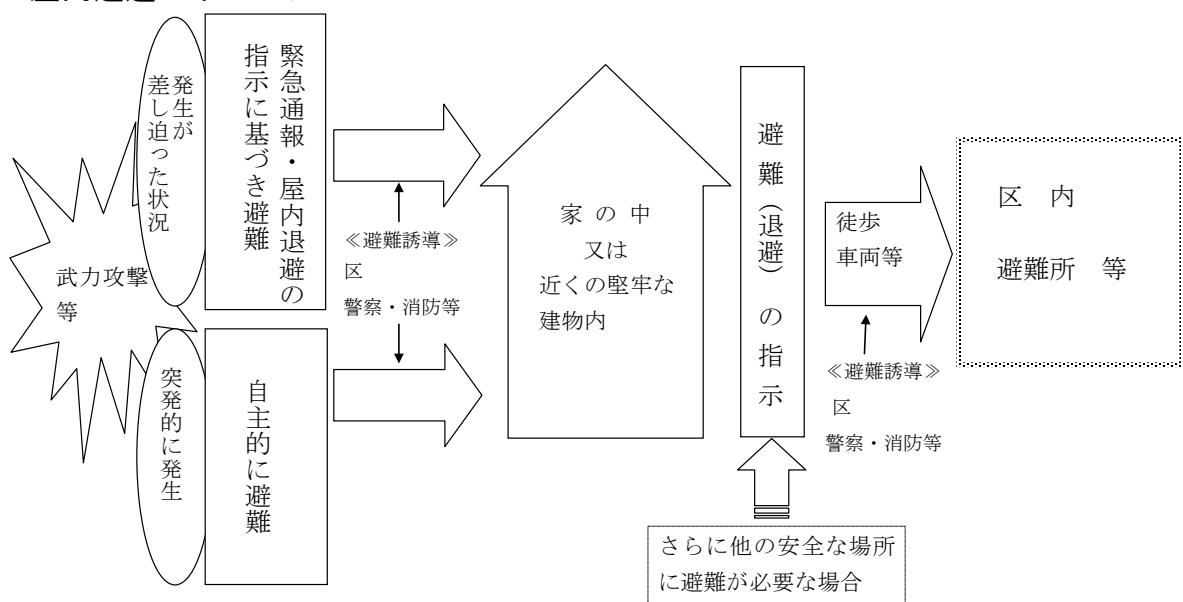
① 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると想定されるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（例）】

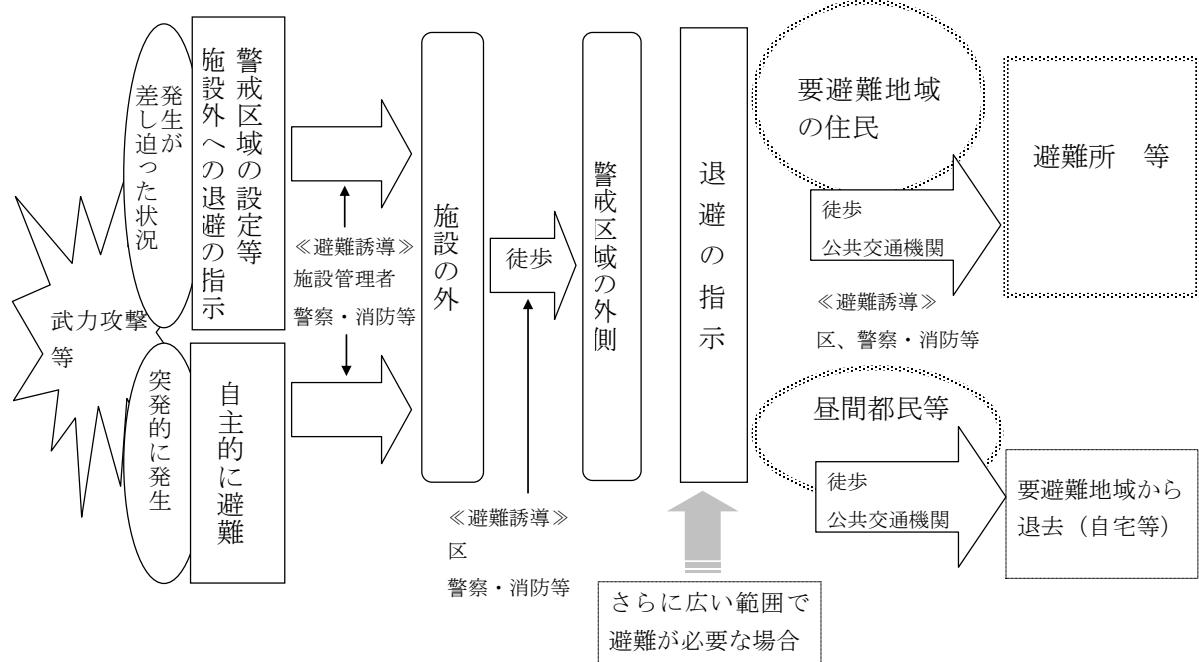
「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

② 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険性が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、N B C攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち置いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 区長は、退避の指示を行ったときは、区防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ② 区長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 区長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・ 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

区長は、都と協力して、負傷者等の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

- ① 区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② その際、区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡をさせることや安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

- 区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。
- また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況及び支援要請の有無等の必要な情報を収集する。

(2) 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、その他の行政機関に対し、支援（指導、助言を含む）を求める。

このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と

区対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について区長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 消防法で規定される危険物

危険物質等に係る武力攻撃災害の防止に関し、危険物質等のうち消防法上の危険物については、知事からの委任により、東京消防庁が命令権者となり、次の措置を行う。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は、(1)に掲げる①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

区は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

区長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

区長は、N B C攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

区は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行

いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区は、生物剤を用いた攻撃の特殊性^(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生部等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

③ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

区長は、前記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

区長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 区は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 区は、情報収集に当たっては警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等との連絡を密にする。

③ 区は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

④ 区は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

中野区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 中野区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害			住 家 被 害		その他	
死 者	行 方	負 傷 者		全 壊	半 壊	
		不 明 者	重 傷	軽 傷		
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死 亡 年 月 日	性 別	年 齡	概 况

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 区は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等における生活基盤等を確保するために、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として区は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）などの武力攻撃事態への対処に準じて行う。
- 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

事態類型	事例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物質積載船への攻撃、ダムの破壊
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※ 第1編第5章2緊急対処事態を参照とする。

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 区緊急対処事態対策本部設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、区は、緊急に区内等の安全等を確保するため、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、必要に応じ、避難の指示、警戒区域の設定及び区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。^(*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1章 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、区が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、ターミナル駅等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時、区、区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者、区を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- ① 区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察、消防等の参加を得て連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ① 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、区内に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- ② 区は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、区内に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

区は、都が作成する各種対処マニュアル及び区の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 区が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して区が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

区は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、警察・消防・自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

区は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察・消防・自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の備蓄

区は、N B Cテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たに備蓄又は調達するよう努める。

『備蓄又は調達する資材の例』

- ・防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器、線量（率）計、除染資器材（除染所用テント、除染装置、簡易プール等）、消毒液等

6 訓練等の実施

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びN B Cに関する研修等を行う。

7 住民・昼間区民への啓発

(1) 区は、テロ等の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の施設管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 区は、区外からの通勤者・観光客等に対しても、警察・消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、テロ等の対処方法などの普及啓発に努めるとともに、不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

区は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- (1) 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 区は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

区は、危機管理等対策会議等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 区は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに区が管理する施設における警戒対応を強化するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて当該区に所在する本社ビル等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。
- (2) 区は、都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準」（平成18年決定）に準拠し、区が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対処

- 区は、大規模テロ等が発生した場合、国による区緊急対処事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対処に全力を挙げて取り組む。
- 国による事態認定や区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない段階では、区災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

1 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合

- (1) 区は、政府による緊急対処事態の認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合、区緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処保護措置を行う。
- (2) 区は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて区緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

2 区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われていない場合

- (1) 区は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- (2) 区は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察・消防・自衛隊等関係機関（必要に応じて区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に通報する。
- (3) 区は、区として迅速的確に対処するため、区災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び区緊急対処事態対策本部の設置要請等、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

3 区災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

区は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

『区が設置する場合の参加要請先』

- ・区を管轄する警察・消防・自衛隊、最寄の保健所・医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

① 被災者の救援

区は、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

この際、被害状況に応じ、現地に派遣される職員・医師等に防護マスク、防護衣、手袋、ブーツ、ガス検知器及び線量（率）計を携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

区は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

○ 区長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下街、地下鉄構内、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

○ 区は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携の下、町会・自治会・学校・事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置

する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

- 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

④ 警戒区域の設定・周知

- 区長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

- 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じて区内に所在する本社ビル・大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して警戒区域の周知を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

- 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、区が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 区緊急対処事態対策本部への移行

政府による事態認定及び区緊急対処事態対策本部の設置指定が行われた場合、区は、直ちに区緊急対処事態対策本部に移行し、区災害対策本部等を廃止する。

《緊急対処事態における警報》

区長は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に關係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

区は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

(1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。

(2) 平素の備え

① 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

区は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関と協力し、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

(3) 対処上の留意事項

① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

② 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

区は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

② 施設管理者による危機管理体制の強化推進

区は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急対処事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

③ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- ・ 警察等と連携した施設の警備強化
- ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

② 区は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

また、施設管理者や消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるよう、消防等との連携を確保する。

③ 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

- ① ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。
- ② ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。
- ③ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

- ① 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

② 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、区は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その区域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設やコンクリート建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

④ 汚染への対処

○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を行う。

○ 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

○ 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する避難住民等のスクリーニング、除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

① 隣接区との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、区は、隣接区との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

② 普及啓発

区は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

② 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京D.M.A.T.により除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

③ 感染への対処

○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

○ 区は、感染症の被害拡大防止のため、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

- ① 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。
- ③ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

サリン等の化学剤テロに使用される可能性が高いと考えられる物質について、盗難等に関する情報を入手したときは、サリン等防止法に基づき、警察官、消防吏員等に報告するとともに、必要な対応を検討する。

(3) 対処上の留意事項

① 初動対処

区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定する。

また、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

② 避難の指示

区は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

③ 医療活動

区は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

④ 汚染への対処

○ 区は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、汚染（予想）区域への立入制限、汚染（予想）区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

この際、現地に派遣される職員等に防護衣・手袋・ブーツ等を装着させる。

- 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。
- 区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

[6 交通機関を破壊手段とした攻撃]

(1) 攻撃による影響

- ① 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。
- ② 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

区は、区が管理する施設、大規模集客施設及び繁華街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

- ① 区は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。
 - ・ 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
 - ・ 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導
- ② 区は、東京消防庁（消防署）等の関係機関に対し、安全を確保した上で原因物質の特定、被災者の救助等の応急措置活動を行うよう要請する。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 区が管理する施設及び設備の緊急点検等

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をしたうえで、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

区は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

区は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

区は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

区は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、区は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって都と連携して実施する。

(2) 区が管理する施設及び設備の復旧

区は、武力攻撃災害により区の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

区が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

区は、国民保護措置の実施に要した費用で区が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

区は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

区は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

区は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

区は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

資 料 編

— 目 次 —

○中野区国民保護協議会条例	1
○中野区国民保護対策本部及び中野区緊急対処事態対策本部条例	2
○関係機関の業務大綱	3
○関係機関の連絡先	6
○危機管理等対策会議	9
○緊急災害対策本部長室態勢	11
○情報連絡系統図	12
○赤十字標章及び身分証明書	13
○特殊標章及び身分証明書	14
○動物の保護等に関する通知	15
○救援の程度及び方法の基準	17
○災害復旧関係融資等制度	20
○災害要援護者の救援制度	22
○交通機関の概況	23
○高層建築物の現況	24
○危険物保管施設等現況	28
○救急医療機関一覧表	29
○広域避難場所配置図及び地区割表	31
○避難所一覧	33
○災害対策用備蓄物資一覧	36
○資機材配備状況一覧	38
○安否情報省令の様式	39
○公用令書等の様式	44
○火災・災害等即報要領の様式	46
○用語集	50

【参考資料】各種災害協定一覧

中野区国民保護協議会条例 [中野区条例第10号]

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、中野区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の数は、40人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事40人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中野区国民保護対策本部及び中野区緊急対処事態対策本部条例

[中野区条例第72号]

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、中野区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び中野区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき保護本部の職員は、区長が定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員（国民保護対策副本部長を除く。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

5 前各項に規定する職員以外の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議を招集する。

(国民保護現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか保護本部に関し必要な事項は、区長が定める。

(中野区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、中野区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

関係機関の業務大綱

■指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

■自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

■指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部 中野区赤十字奉仕団	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救護物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本郵便(株) 中野郵便局 中野北郵便局	郵便の確保
東京電力(株) 荻窪支社	電力の安定的な供給
東京ガス(株) 中央支店	ガスの安定的な供給
東日本電信電話(株) 東京北支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施の必要な通信の優先的取扱い
東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅) 西武鉄道(株) (鷺ノ宮、都立家政、 野方、沼袋、新井薬 師前の各駅) 京王電鉄バス(株) 中野営業所 東京地下鉄(株) 中野坂上駅務区	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

■指定地方公共機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
中野区医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
東京都中野区 歯科医師会	歯科医療に関すること。
中野区薬剤師会	応急措置用医薬品等の提供に関すること。
東京都トラック協会 中野支部	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

■ その他の機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東バス(株) 丸山営業所	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
東京都柔道整復師会 中野支部	接骨救護に関すること。
(株)ジェイコム中野	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

関係機関の連絡先

平成 27 年 4 月 1 日現在

【指定行政機関】

(29 機関)

名 称	担 当 部 署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1

【指定地方行政機関】

(17 機関)

名 称	担 当 部 署	所 在 地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
東京税関	総務部総務課 総務第一係	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
東京労働局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整課	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東地方整備局	企画部防災課計画係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機 管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
	総務部安全・防災危機 管理課安全第一係長	
東京航空局	総務部安全企画・保安 対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区気象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
北関東防衛局	企画部地方協力基盤 整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第 1 普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	(3933) 1161

【東京都（警察・消防を含む）】

名 称	所 在 地	電 話
警視庁第四方面本部	中野区中野 4-12-2	(3581) 4321
中野警察署	中野区中央 4-4-3 (仮庁舎)	(5342) 0110
野方警察署	中野区中野 4-12-1	(3386) 0110
東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保 3-14-26	(3209) 0119
中野消防署	中野区中央 3-25-3	(3366) 0119
野方消防署	中野区丸山 2-21-1	(3330) 0119
中野消防団	中野区中央 3-25-3 中野消防署内	(3366) 0119
野方消防団	中野区丸山 2-21-1 野方消防署内	(3330) 0119
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	(3387) 5132
水道局中野営業所	中野区中野 1-5-7	(5925) 2921
下水道局西部第一下水道事務所	中野区新井 3-37-4	(5343) 6200
交通局小滝橋自動車営業所	中野区東中野 5-30-2	(3368) 7977
交通局都庁前駅務管理所	新宿区西新宿 2-8-1	(5322) 0255

【指定公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
日本赤十字社東京都支部中野区地区	中野区中野 4-8-1	(3228) 8093
日本郵便株中野郵便局	中野区中野 2-27-1	(3383) 8821
日本郵便株中野北郵便局	中野区丸山 1-28-10	(5380) 9742
㈱NTT 東日本-南関東 東京北支店	新宿区新宿 1-33-13	(3352) 3262
東京電力㈱荻窪支社	杉並区南荻窪 4-40-11	(6375) 7339
東京ガス㈱中央支店	目黒区目黒 3-1-3	(5722) 2602
東日本旅客鉄道㈱中野駅	中野区中野 5-31-1	(5385) 6843
京王電鉄バス㈱営業部	府中市府中町 1-9	042 (352) 3724
東京地下鉄㈱中野坂上駅	中野区本町 2-48-2	(3372) 2752
西武鉄道㈱上石神井駅管区	練馬区上石神井 1-2-45	(3920) 1142

【指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
中野区医師会	中野区中野 2-27-17	(3384) 1335
東京都中野区歯科医師会	中野区中野 2-14-17	(3382) 1487
中野区薬剤師会	中野区中野 1-15-7	(5330) 8934
東京都トラック協会中野支部	中野区弥生町 2-52-8-202	(3384) 3275

【その他の機関】

名 称	所 在 地	電 話
東京都柔道整復師会中野支部	中野区中央 3-3-11	(3227) 0730
中野区社会福祉協議会	中野区中野 5-68-7	(5380) 0751
東京商工会議所中野支部	中野区新井 1-9-1	(3389) 1241
㈱ジェイコム中野	中野区中野 2-14-21	(5340) 5133

危機管理等対策会議

1. 設置目的

区民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす事件・事故や健康被害等に加え、武力攻撃事態・緊急対処事態を危機の範囲とし、これら状況の迅速な情報収集、情報共有を図り、被害等の未然防止や被害を局限化する措置を講じるため、中野区が一体となって危機の発生に的確に対処するため、危機管理等対策会議を設置する。

2. 所掌事項

- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機情報の共有に関すること
- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機の対処方針に関すること
- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機に対処するための総合調整に関すること
- ・その他座長が必要と認めた事項

※重大な事件・事故 … 凶悪・重大犯罪、区施設の不法占拠・爆破予告等

3. 構成

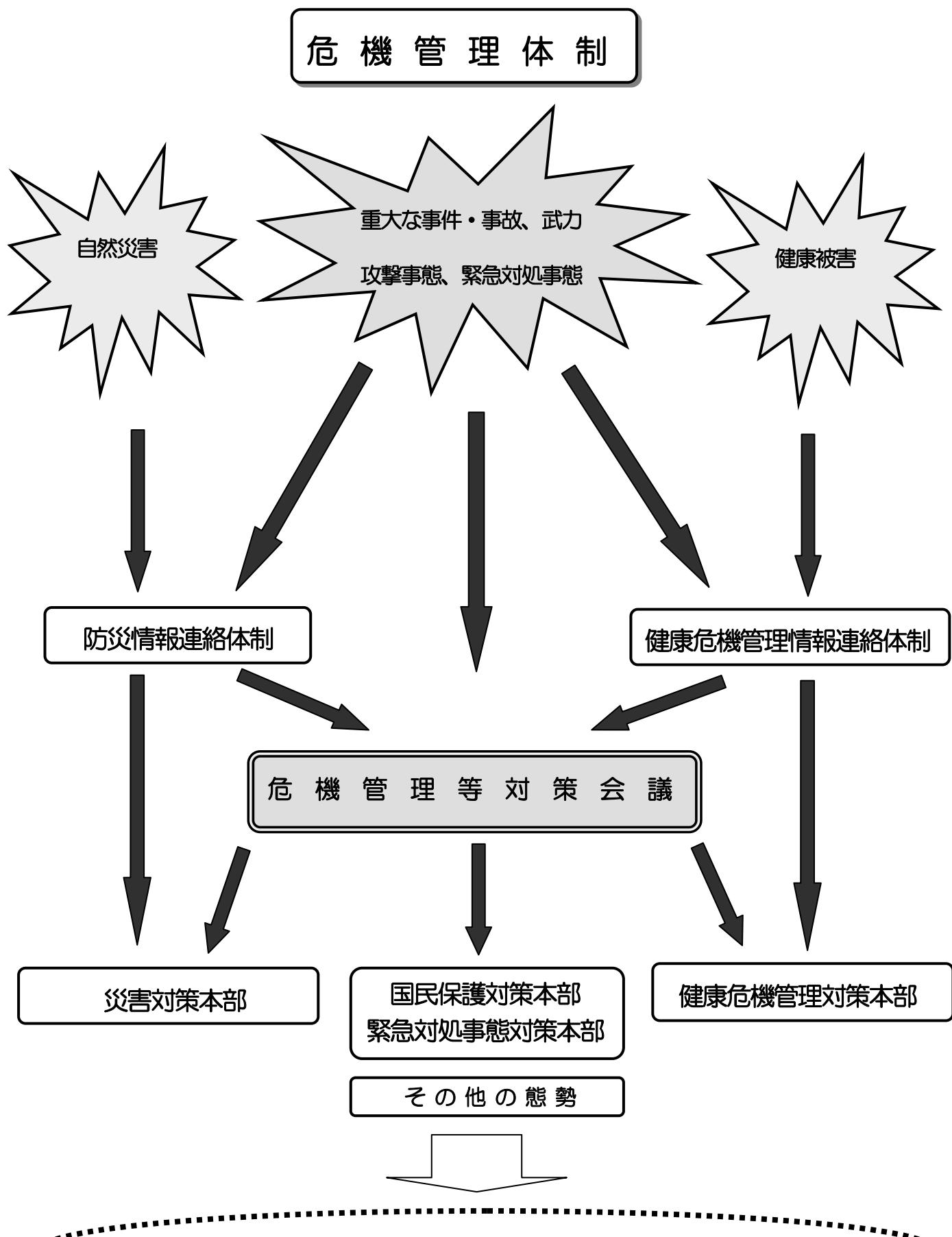
- ・危機管理等対策会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。
- ・座長は区長を、副座長は副区長をもって充てる。
- ・委員は副区長（副座長を除く。）、教育長、政策室長、経営室長、危機管理担当部長、都市政策推進室長、地域支えあい推進室長、区民サービス管理部長、子ども教育部長、健康福祉部長、保健所長、環境部長、都市基盤部長、教育委員会事務局次長、政策室広報分野統括管理者、経営室経営分野統括管理者、経営室行政監理分野統括管理者、都市基盤部防災・都市安全分野統括管理者の職にある者

4. 危機管理等対策会議と災害対策本部、健康危機管理対策本部との関係

危機管理等対策会議は、重大な事件・事故及び武力攻撃事態・緊急対処事態が発生した場合に開催し、情報収集に努め、迅速かつ的確な情報伝達を関係機関と行うとともに、予測される被害や被害実態に応じた体制を構築する。

危機管理等対策会議は、必要に応じて災害対策本部、健康危機管理対策本部に移行するものとする。

- ・地震・風水害、大規模な火災、爆発その他大規模な事故による被害については、地域防災計画に基づき災害対策本部が対応する。
- ・未知の感染症、大規模な食中毒、重大な環境汚染は、健康危機管理対策本部が対応する。



緊急災害対策本部長室態勢

平成 15 年 9 月 12 日区長決定

1 緊急災害対策本部長室態勢

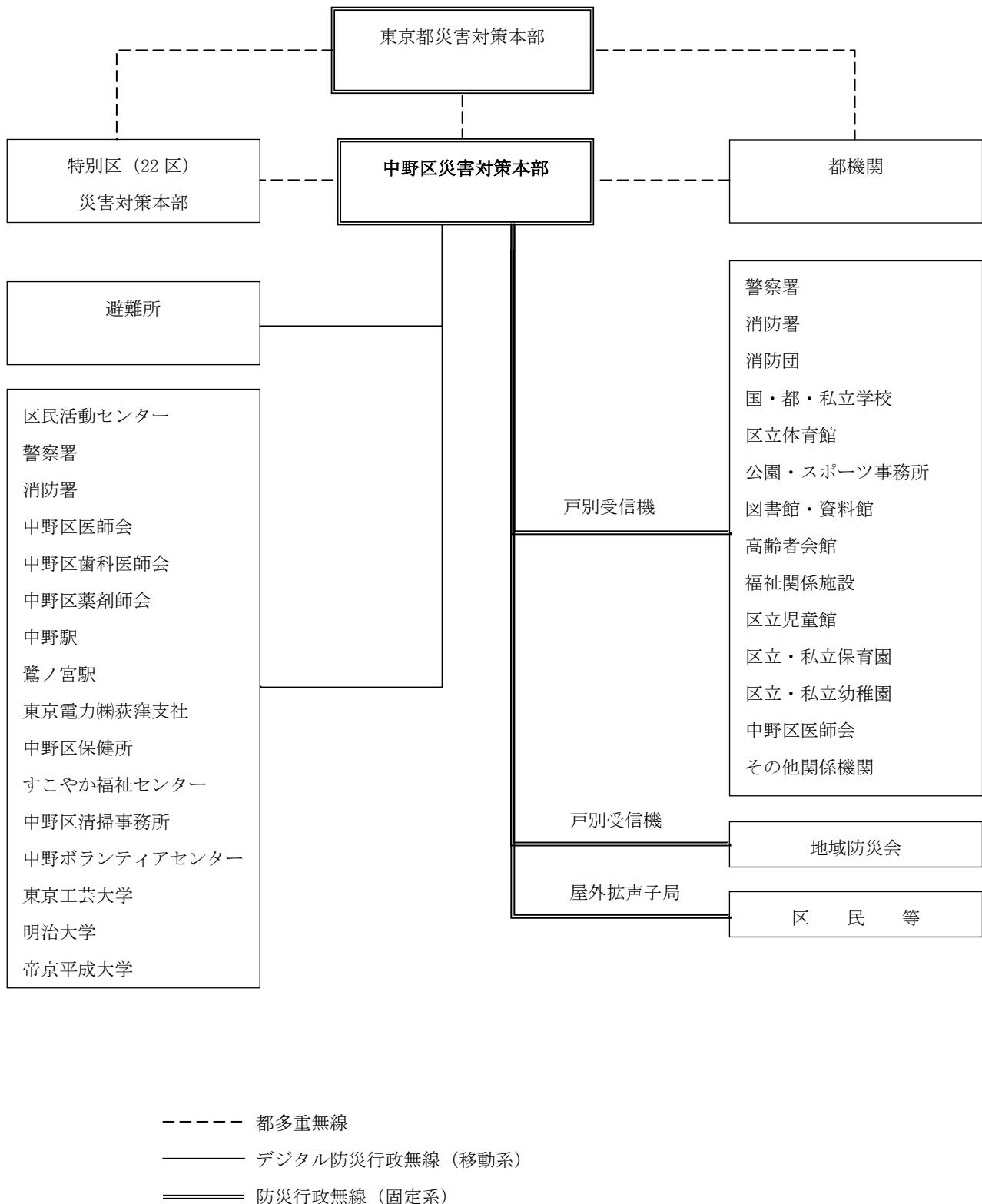
休日、夜間等の勤務時間外において、災害の発生又は発生のおそれがある場合に、迅速な災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）の初動態勢を確保し、災害対策本部（以下「本部」という。）の的確な応急対応を図るため、中野区内及び近接地に居住する災害対策本部員及び管理職員を緊急災害対策本部員（以下「緊急本部員」という。）とする「緊急災害対策本部長室態勢」をとるものとする。

「緊急災害対策本部長室態勢」は、中野区災害対策本部条例及び同施行規則による本部長室の態勢が整うまでの間、本部長室の事務を所掌し運営を行う緊急時の態勢とする。

2 「緊急災害対策本部長室態勢」の運用

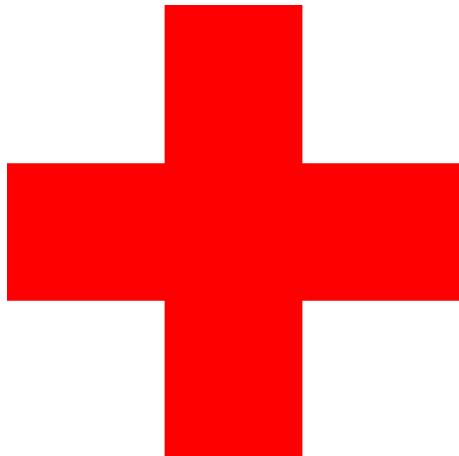
- (1) 緊急本部員となる管理職員は、あらかじめ区長が指名する。
- (2) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）が不在の場合の本部長の職務を代行する者（以下「代行者」という。）及びその順位は、あらかじめ定める。
- (3) 緊急本部員は、災害の発生又は発生のおそれがあることの通報を受けたとき又は知り得たときは、直ちに防災センターに参集する。
- (4) 緊急本部員は、参集途上において携帯電話機等が使用できないときは、区施設の防災行政無線を使用し、防災センターと連絡をとる等状況の伝達及び把握に努める。
- (5) 緊急本部員は、防災センターに到着したときは、無線情報連絡員及び「緊急非常配備態勢」により参集した職員等を指揮し、情報の収集・整理等を行い、災害状況等の早期掌握に努めるとともに、本部長室の事務に従事する。
- (6) 本部長及び副本部長の参集が間に合わないときは、あらかじめ定められた緊急本部員による代行者のもと、参集した複数の緊急本部員により本部長室を運営する。
- (7) 緊急本部員による本部長室の運営にあたっては、防災行政無線を使用する等により本部長等とできるだけ緊密な連絡をとる。この場合において、本部を設置したときは、緊急本部員が本部の事務を統括し、本部の職員を指揮・監督する。
- (8) 緊急本部員が本部長室の事務に従事している間は、「非常配備態勢」及び「緊急非常配備態勢」において当該緊急本部員が担当する事務は、それぞれ当該態勢の副班長等が従事する。
- (9) 本部長室の態勢が確保できたときは、緊急本部員は、事務を引き継ぎ、所定の災害対策に従事する。
- (10) 緊急本部員は、休日、夜間等の勤務時間外においては、携帯電話機等を活用する等防災センター等との連絡がとれるようにする。
- (11) 緊急本部員は、夜間、休日等の勤務時間外において緊急に連絡が取れない状況等があるときは、あらかじめ申し出る。

情報連絡系統図



赤十字標章及び身分証明書

赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤 (CMYK 値 : C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値 : #FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)			
身分証明書 IDENTITY CARD			
自衛隊の衛生要員等以外の for PERMANENT civilian medical personnel		常時の 臨時の	医療関係者用
TEMPORARY			
氏名/Name _____			
生年月日/Date of birth _____			
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as			

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority			
有効期間の満了日/Date of expiry _____			

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____		

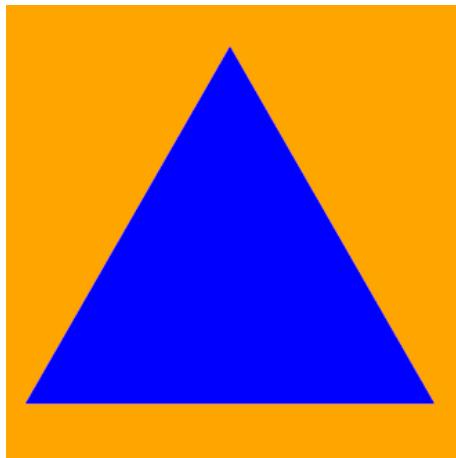
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式3]

特殊標章及び身分証明書

特 殊 標 章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK 値 : C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値 : #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青色 (CMYK 値 : C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値 : #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身 分 証 明 書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/Nb. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格 A 7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

動物の保護等に関する通知

動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に關し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

救援の程度及び方法の基準

平成25年10月1日現在

根拠法令	救援の種類		対象	費用の限度額	備考																					
I 収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 310円以内 (加算額) 冬期(10~3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																					
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7m ² (9坪) を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,530,000円以内 3 設置費 (基本額) 1人1日当り 310円以内 (加算額) 冬期(10~3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																					
	応急仮設住宅		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7m ² (9坪) を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,530,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																					
II 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,040円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																					
	飲料水の供給		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																					
III 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与			避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4~9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料																					
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">世帯人数</th> <th style="text-align: center;">1人</th> <th style="text-align: center;">2人</th> <th style="text-align: center;">3人</th> <th style="text-align: center;">4人</th> <th style="text-align: center;">5人</th> <th style="text-align: center;">6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">季別</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">夏</td> <td style="text-align: center;">17,800円 以内</td> <td style="text-align: center;">22,900円 以内</td> <td style="text-align: center;">33,700円 以内</td> <td style="text-align: center;">40,400円 以内</td> <td style="text-align: center;">51,200円 以内</td> <td style="text-align: center;">7,500円 以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">冬</td> <td style="text-align: center;">29,400円 以内</td> <td style="text-align: center;">38,100円 以内</td> <td style="text-align: center;">53,100円 以内</td> <td style="text-align: center;">62,100円 以内</td> <td style="text-align: center;">78,100円 以内</td> <td style="text-align: center;">10,700円 以内</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	季別	夏	17,800円 以内	22,900円 以内	33,700円 以内	40,400円 以内	51,200円 以内	7,500円 以内	冬	29,400円 以内	38,100円 以内	53,100円 以内	62,100円 以内	78,100円 以内
世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																			
季別	夏	17,800円 以内	22,900円 以内	33,700円 以内	40,400円 以内	51,200円 以内	7,500円 以内																			
	冬	29,400円 以内	38,100円 以内	53,100円 以内	62,100円 以内	78,100円 以内	10,700円 以内																			

IV	医療の提供及び助産	医 療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助 産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
V	被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
VI	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当たり 大人 206,000円以内 小人 164,800円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) 3 骨つぼ又は骨箱
VII	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当たり 547,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施	
②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む ○ 高等学校等生徒 高等学校（定期・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒	

		死体の搜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
③	VIII	死体の搜索及び処理	死体の処理	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当たり 5,200円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検査実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検査（原則として救護班において実施）
④		武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当たり 133,900円以内
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費		当該地域における通常の実費	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等

※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。

※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。

※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。

※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に關し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[救援を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

災害復旧関係融資等制度の内容

参考として主な融資等の制度の概要を挙げる。

1. 区が行うもの

東京都母子及び父子福祉資金（生活援護分野）

- (1) 資格 都内に6か月以上居住していて現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
または父子家庭の父
- (2) 対象 災害により現に居住する自己の住宅の増改築・補修・保全又は建設・購入に必要な資金
- (3) 限度額 2,000,000円
- (4) 償還方法 6か月の据置期間経過後7年以内
- (5) 利子 年1.5%
- (6) その他 連帯保証人等他に要件あり

中野区産業経済融資（産業振興分野）

区内に営業の本拠を有し、引き継ぎ一年以上区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者が、暴風、暴雨、地震等の天災その他の区長が認める大規模な災害により損失を受けた場合、災害特別資金の融資あつ旋を行う。

申込にあたっては、地域事務所又は地域活動推進分野が発行する「り災証明書」が必要。

災害特別資金の内容

- (1) 貸付限度額 300万円
- (2) 貸付利率 年0.2%
- (3) 貸付期間 5年以内（据置期間6か月を含む）
- (4) 資金の使途 り災による損失の復旧に必要な設備資金・運転資金
すでに被災した中小企業者が防止策を講じるために必要な設備資金

被災者生活再建支援金（生活援護分野）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯へ生活再建のための経費を支給する。

災害弔慰金等の支給（生活援護分野）

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

中野区災害見舞金の支給（防災・都市安全分野）

中野区災害見舞金等支給要綱の規定に基づき災害見舞金等の支給をする。

2. 都が行うもの

災害復旧資金融資（産業労働局）

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者及び組合に対して、長期かつ低利の融資を行う。融資条件等その他については、災害のつど、その状況に応じて別に定める。

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金
- (2) 対象企業 都内に事業所（住所）を有し、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合で、次に定める災害により損失を受けている者
- (3) 対象災害 次の①又は②に該当するもののうち知事が指定するもの
 - ① 災害救助法の適用があった災害
 - ② ①のほか特に知事が必要と認めたもの
- (4) 貸付限度額 1災害につき8,000万円以内
- (5) 貸付期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）
- (6) 貸付利率 年1.7%

<責任共有制度の対象外となる場合>

年1.5%

なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。

3. その他が行うもの

生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

- (1) 資金使途 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費
- (2) 対象世帯 低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (3) 限度額 1世帯150万円以内
- (4) 償還方法 7年以内（据置期間6カ月以内を含む。）
- (5) 利子 1.5%（保証人有なら無利子）

災害時要援護者の支援制度

－非常災害時救援希望者登録制度－

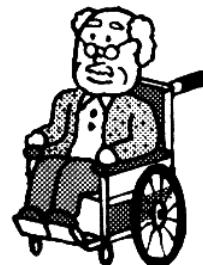
災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者の方や障害者の方などにあらかじめ登録していただき、地域の方が中心となって救援や支援にあたるしくみです。

※ 登録された名簿を地域防災会、区民活動センター、警察署、消防署に配備すること、および申請書の写しを地域防災会、区民活動センターに配備することに承諾をお願いします。

救援希望者

対象となるのは、自力で避難することが困難な…

- ① 65歳以上の方
- ② 身体に障害のある方・知的障害のある方
- ③ 難病の認定を受けている方
- ④ 精神障害のある方



相談・登録



相談・登録の受付窓口

災害時の救援

●上記①②③④に該当する方すべて

1. すこやか福祉センター（南部・中部・北部・鷺宮）
2. 区役所防災担当
3. 地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）
※地域事務所では取り次ぎを行います。



●上記①に該当する方

地域包括支援センター

●上記②③④に該当する方

区役所障害福祉担当

※区民活動センターでは受付できません。

名簿の提出

機材の配備

地域防災会



◎登録者の状況把握（登録者への訪問、話し合い）

◎救援方法や役割分担の話し合い

◎防災訓練参加の呼びかけなど

地域でのコミュニケーションづくり

[問合せ]中野区 防災・都市安全分野 地域防災担当 TEL(3228)8930

交 通 機 関 の 概 況

1. 都交通局小滝橋自動車営業所

① 所在地	中野区東中野5-30-2 (電話 3362-7743)
② 営業所所属職員数	126名
③ 車両台数	バス 55台 応急車 2台
④ 運行系統	7系統

2. 京王バス東(株)中野営業所

① 所在地	中野区弥生町2-51-9 (電話 3382-1511)
② 営業所所属職員数	198名
③ 車両台数	バス 83台 応急車 2台

3. 関東バス(株)丸山営業所

① 所在地	中野区江古田1-40-2 (電話 3386-2161)
② 営業所所属職員数	132名
③ 車両台数	バス 53台 軽バン 1台
④ 運行系統	10系統

4. 都営大江戸線都庁前駅務管理所

① 中野坂上駅	所在地 中野区中央2-2-28 (電話 3368-3129) 乗降人員 37,653人
② 東中野駅	所在地 中野区東中野3-8-16 (電話 3361-9085) 乗降人員 26,719人
③ 新江古田駅	所在地 中野区江原町2-29-13 (電話 3992-9536) 乗降人員 24,962人

5. 東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅)

中野駅	所在地 中野区中野5-31-1 (電話 050-2016-1600) 乗降人員 140,587人
東中野駅	所在地 中野区東中野4-1-12 (電話 050-2016-1602) 乗降人員 39,102人

6. 東京地下鉄(株)中野坂上駅務区

中野坂上駅	所在地 中野区本町2-48-2 (電話 3372-2752) 乗降人員 70,853人
新中野駅	所在地 中野区中央4-2-15 (電話 3381-1202) 乗降人員 33,026人
中野新橋駅	所在地 中野区弥生町2-26-8 (電話 3381-1102) 乗降人員 19,020人
中野富士見町駅	所在地 中野区弥生町5-24-4 (電話 3381-1105) 乗降人員 18,167人

7. 西武鉄道(株)

鷺ノ宮駅	所在地 中野区鷺宮3-15-1 (電話 3330-0674) 乗降人員 29,927人
都立家政駅	所在地 中野区鷺宮1-16-1 (電話 3330-1546) 乗降人員 17,556人
野方駅	所在地 中野区野方6-3-3 (電話 3338-2613) 乗降人員 22,929人
沼袋駅	所在地 中野区沼袋1-35-1 (電話 3386-6151) 乗降人員 19,724人
新井薬師前駅	所在地 中野区上高田5-43-20 (電話 3386-7174) 乗降人員 22,072人

高層建築物の現況

平成 24 年 9 月現在

区内で高さ 31m を越える対象物は、次のとおりである。 (計画中・工事中を含む)

	所在地	名称	階層	高さ(m)
1	南台 1-6-7	センチュリー中野南台	14/1	41
2	南台 2-12-10	ベル・ペサージュ	10/0	32
3	南台 2-47	アイディーコート中野南台	11/0	32
4	南台 2-51	ブランズ中野南台	13/0	43
5	南台 2-51-9	南台プレアーグ	12/0	36
6	南台 2-52-8	リモージュ南台	11/0	31
7	南台 3-22-1	トミンハイム南台三丁目	11	33
8	南台 5-27-32	秋元ビル	12/1	36
9	南台 5-34	パークホームズ中野南台ステーションテラス	13/1	40
10	弥生町 1-14-12	関島ビル	11/2	35
11	弥生町 1-55-6	コスモ中野弥生リベディア	11	32
12	弥生町 2-20-9	プリンスハイツ中野新橋	12	35
13	弥生町 3-	藤和シティホームズ中野弥生町クレーデルコート	14	42
14	弥生町 4-25-5	ラディアスウイング中野南	11	31
15	弥生町 5-19-12	ウイライヴ中野富士見町	11/0	33
16	弥生町 6-2	コーチャハイム中野弥生町 1号棟	14/1	42
17	弥生町 6-2	コーチャハイム中野弥生町 2号棟	14/1	42
18	弥生町 6-2	コーチャハイム中野弥生町 3号棟	14/1	42
19	本町 1-4	ザ・パークハウス中野坂上レジデンス	14	44
20	本町 1-5-5	日商岩井中野本町マンション	15/0	41
21	本町 1-13-18	大新NSビル	9/0	32
22	本町 1-14-10	ヴェール淀橋ビル	12/1	33
23	本町 1-14	ドネグレイス立川ビル	11	32
24	本町 1-24-3	ナイスアーバン中野坂上	15/1	47
25	本町 1-31-6	マンション中野坂上	12/0	34
26	本町 1-32-1	ハーモニーハイツ	10/1	31
27	本町 1-32-2	ハーモニータワー	29/2	119
28	本町 1-32-27	石森ビル (マンションストーンミル)	11/1	32
29	本町 2-46-1	中野坂上サンライトツイン	30/2	124
30	本町 2-46-2	中野坂上セントラルビル	18/2	80
31	本町 2-51-10	中野坂上OKビル	10/0	32
32	本町 2-54-11	レオパレス 21 本社ビル	9/1	34
33	本町 3-28-12	グラーサ中野坂上	11	32

	所在地	名称	階層	高さ(m)
34	本町 3-28	マストライフ中野坂上 ANNEX	12/1	36
35	本町 3-29-10	ヴェルティ中野	11/1	34
36	本町 3-29-13	中野永谷マンション	12/0	33
37	本町 3-29-15	MMビル	13/1	35
38	本町 3-30-4	K&Yビル (ザザンプラザ)	11/1	40
39	本町 3-31-11	野村不動産 中野坂上ビル	8/1	31
40	本町 4-5-10	プリ・ヴェール新中野	11/1	31
41	本町 4-5-14	中野スカイマンション	13/0	37
42	本町 4-30-16	ヴェルビュ新中野	13/0	38
43	本町 4-30-24	三菱東京 UFJ 銀行中野アパート	9/0	31
44	本町 4-31-10	アンサンブル新中野	14/1	40
45	本町 4-37-1	アーバンビューセンタービル	14/1	40
46	本町 4-36	WELL CASA 新中野	11/0	35
47	本町 4-38-23	オリエンタル新中野	12/0	35
48	本町 4-44-18	中野Fビルディング	8/1	35
49	本町 4-47-5	VERTIQUE 新中野	11/0	36
50	本町 4-47-12	ハイライフ新中野	12/0	32
51	本町 4-48-17	新中野駅上プラザ	12/0	34
52	本町 5-33-14	アルファホームズ新中野第2	12/1	36
53	本町 6-1-11	グローリオ新中野	12/0	38
54	本町 6-16-12	ダイナシティ新中野	13/0	38
55	本町 6-16-10	藤和シティコーポ新中野Ⅱ	11/0	32
56	本町 6-27-8	プリンスコート	10/0	31
57	本町 6-27-12	豊国ビル	11/0	32
58	本町 6-27-13	岡本マンション	10/0	31
59	中央 1-38	住友中野坂上ビル	24/2	96
60	中央 1-40	アイパーク中野坂上	11/0	34
61	中央 1-42-5	I C Kビル	9/0	31
62	中央 1-43-15	マンションV I P中野坂上	12/1	34
63	中央 1-43-18	塔の山ハイツ	12/1	34
64	中央 1-49-4	ルーブル中野坂上	12/0	33
65	中央 2-15-19	デュオステージ 中野坂上	10/1	32
66	中央 2-18-23	ラグジュアリーアパートメント ナカノサカウェ	11/0	32
67	中央 2-18-24	中野消防署宮園出張所	11/1	38
68	中央 4-1-2	K Iビル	10/0	34
69	中央 4-1-3	ボニータ新中野ビル	11/1	33
70	中央 4-41-16	ダイナシティ中野中央	14/0	42

	所在地	名称	階層	高さ(m)
71	中央 4-58-7	Star Royal 中野 JP	12/0	35
72	中央 4-61	DEUXFLE NAKANO	12/1	36
73	中央 5-17-1	日神デュオステージ新中野	11/0	31
74	中央 5-39-13	クレッセント中野パークフロント	12/1	35
75	中央 5-40	(仮称) 中野中央計画	11/1	41
76	東中野 1-9-10	グランドメゾン中野坂上	14/0	44
77	東中野 1-11-6	ハイカットビル	10/1	35
78	東中野 1-55-2	ライオンズ東中野	15/0	44
79	東中野 1-58	パークハウス東中野	15/1	44
80	東中野 1-59	シティーハウス東中野駅前	13/0	45
81	東中野 2-1-2	宮園キャピタルマンション	12/0	40
82	東中野 2-7-14	三井情報(株)	9/3	35
83	東中野 2-24	ISLES Higashi Nakano	13/0	39
84	東中野 3-8-15	東中野エイトワンマンション	11/1	33
85	東中野 3-10-12	石川デンタルビルディング	10/0	33
86	東中野 3-10-13	TS ホスピタリティビル	8/0	35
87	東中野 3-14-20	P'S 東中野ビル	9/1	35
88	東中野 3-16-18	藤和東中野コーポ	12/0	31
89	東中野 3-24	(仮称) 中野区東中野3丁目計画	12/0	36
90	東中野 4-2-3	小山学園テラハウス	11/2	41
91	東中野 4-16-12	アドリアーノ	11/1	31
92	東中野 4-30	アールレジデンス東中野	11/1	35
93	東中野 5-1	ユニゾンタワー東中野	31/2	106
94	東中野 5-1	パークタワー東中野	30/1	104
95	東中野 5-17	イニシアイオ東中野	14/1	45
96	東中野 5-23-6	東中野ハイム	14/0	40
97	東中野 5-29	ローレルアイ東中野	13/0	39
98	中野 2-23-7	中野パークハウス	13/1	33
99	中野 2-25-6	ノイビル	7/1	33
100	中野 2-27-1	郵便事業株式会社 中野支店(中野郵便局)	14/1	44
101	中野 3-30-12	マンション中野ソレイユ	12/0	36
102	中野 3-33-3	I N T'S 中野ビル	9/2	34
103	中野 3-33-18	フェルテ中野	11/0	36
104	中野 3-34	中野南口ビルディング	12/3	59
105	中野 3-34	中野ツインマークタワー	29/1	101
106	中野 3-34-29	中野パールスカイビル	8/0	35
107	中野 3-36-11	ベルファース中野	11/0	31

	所在地	名称	階層	高さ(m)
108	中野 4-22-1	東京警察病院	9/2	49
109	中野 4-1-1	株サンプラザ サンプラザ	21/1	90
110	中野 4-3-1	中野サンクオーレタワー	26/4	89
111	中野 4-3-2	丸井グループ本社	19/3	90
112	中野 4-4-11	第12南日本ビル	11/1	32
113	中野 4-8-1	中野区役所	9/2	33
114	中野 4-9-18	NTT DOCOMO中野ビル	18/3	91
115	中野 4-10-1	NAKANO CENTRALPARK (EAST)	10/2	50
116	中野 4-10-2	NAKANO CENTRALPARK (WEST)	22/1	99
118	中野 4-21	帝京平成大学中野キャンパス	12/1	55
119	中野 4-21	明治大学中野キャンパス	14/1	59
117	中野 4-22	東京警察病院	9/1	36
120	中野 4-22	早稲田大学中野国際コミュニティプラザ	11/0	38
121	中野 5-24-21	クロススクエア中野	10/0	33
122	中野 5-42-9	Belle Vue 中野	11/0	32
123	中野 5-49-8	中野プリンスマンション	11/1	31
124	中野 5-67-3	タガシンビル	9/0	31
125	中野 5-68-2	山忠中野ビル	8/1	32
126	中野 5-68-8	ライオンズマンション中野第三	11/1	31
127	中野 6-3-5	中野桃園シティハウス	12/0	34
128	上高田 1-2-51	上高田マンション	11/0	32
129	上高田 2-3	大妻中野中学校・高等学校	8/1	31
130	新井 2-1-20	セザール第2中野	11/0	34
131	新井 2-12-13	ニューシティレジデンス中野	12/0	34
132	新井 2-30	(仮称) 新井2丁目	12/0	38
133	新井 5-32	シェルゼ中野新井薬師	11/0	35
134	江原町 2-28-10	マノー新江古田	10/0	32
135	丸山 2-7-1	グランドマンション野方	13/0	36
136	野方 3-29-5	アムス野方	11/0	32
137	野方 5-3-1	野方ウイズ	13/3	43
138	大和町 2-7-3	カルム野方マンション	11/1	32
139	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(1号棟)	12/0	33
140	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(2号棟)	12/0	33
141	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(3号棟)	12/0	33
142	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(4号棟)	12/0	33
143	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(5号棟)	12/0	33

危険物保管施設等現況

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分	施設数 (箇所)			備考	
	中野消防署	野方消防署	合計		
	管内	管内			
給油取扱所	営業所	5	5	10	
	自家用	3	3	6	
	小計	8	8	16	
地下タンク貯蔵所	15	7	22		
移動タンク貯蔵所	2	0	2	タンクローリー	
屋内貯蔵所	7	2	9		
屋内タンク貯蔵所	6	2	8		
販売取扱所	2	4	6		
一般取扱所	11	6	17		
少量危険物貯蔵取扱所	86	88	174		
指定可燃物貯蔵取扱所	15	17	32		
合計	152	134	286		

救急医療機関一覧表

中野消防署

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野総合病院	中央 4-59-16	(3382) 1231	理事長 池澤康郎	内科、外科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、泌尿器科、形成外科、脳神経外科、精神神経科、麻酔科、神経内科、放射線科	一般 251 療養 32
東京警察病院	中野 4-22-1	(5343) 5611	院長 白井徹郎	総合診療内科、腎代謝科、血液内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、リウマチ科、神経科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、美容外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	一般 415
中野共立病院	中野 5-44-7	(3386) 3166	理事長 山田 智	内科、呼吸器内科、消化器内科、人工透析内科、外科、リハビリテーション科、放射線科	一般 110

野方消防署

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野江古田病院	江古田 4-19-9	(3387) 7321	院長 加藤賢一郎	内科、外科、整形外科、循環器内科、耳鼻咽喉科、歯科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科	一般 92 療養 81
横畠病院	新井 1-38-6	(3389) 2531	院長 横畠徳行	外科、内科、消化器外科、消化器内科、整形外科、肛門外科、リハビリテーション科	一般 37

総合東京病院	江古田 3-15-2	(3387) 5421	院長 渡邊貞義	内科、外科、整形外科、 眼科、歯科口腔外科、 小児科、皮膚科、耳鼻 咽喉科、泌尿器科、形 成外科・美容外科、婦 人科、呼吸器内科、呼 吸器外科、循環器内 科、消化器内科、消化 器外科、心臓血管外 科、心療内科、麻酔科、 放射線科、リハビリテ ーション科	一般 3 4 3
--------	------------	-------------	------------	---	-------------

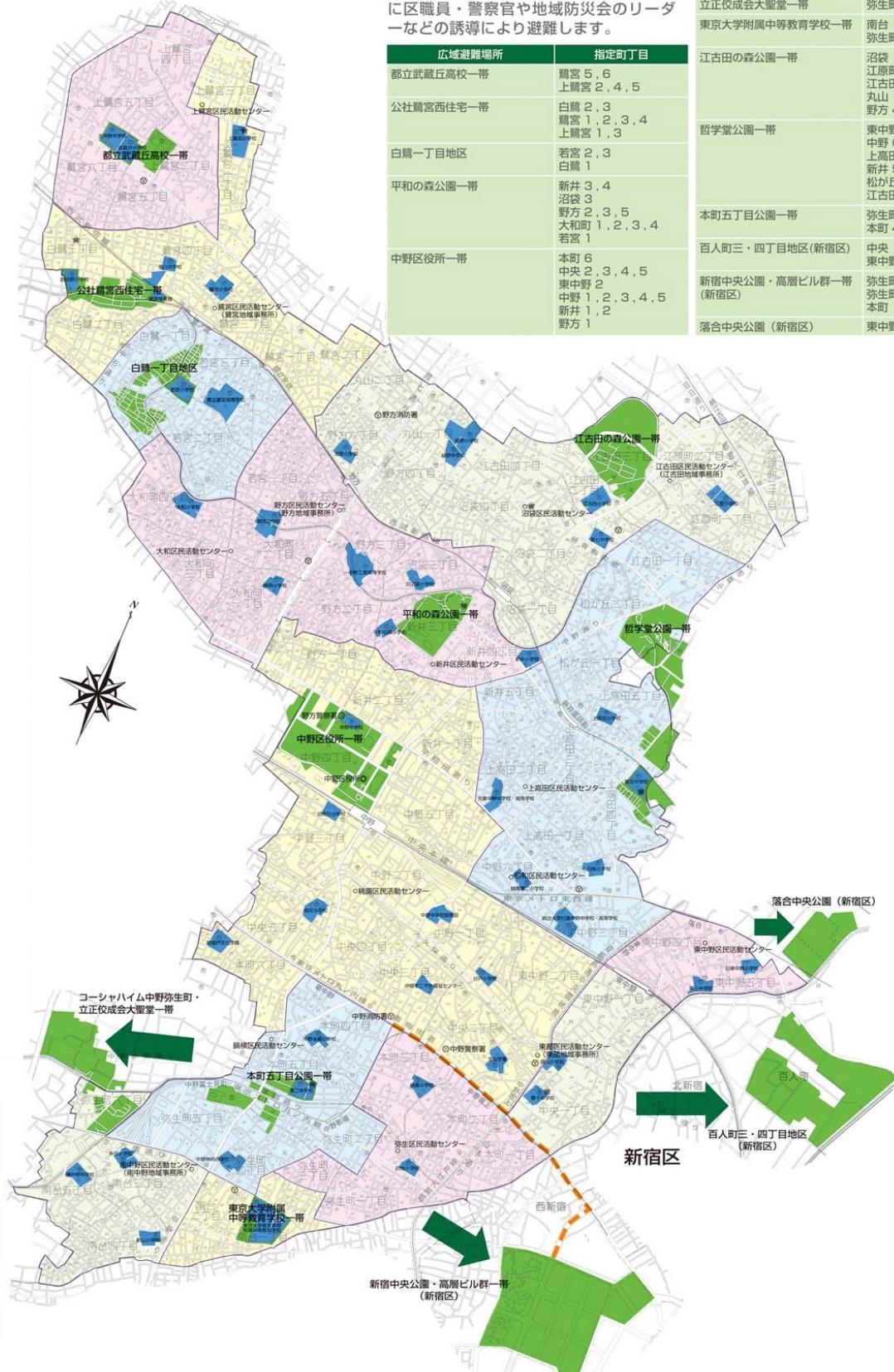
中野区広域避難場所配置図

広域避難場所

火災の拡大などにより地域にいることが危険になったときは、「広域避難場所」に区職員・警察官や地域防災会のリーダーなどの誘導により避難します。

広域避難場所	指定町丁目
都立武蔵丘高校一帯	鷺宮 5, 6 上鷺宮 2, 4, 5
公社鷺宮西住宅一帯	白鷺 2, 3 鷺宮 1, 2, 3, 4 上鷺宮 1, 3
白鷺一丁目地区	若宮 2, 3 白鷺 1
平和の森公園一帯	新井 3, 4 沼袋 3 野方 2, 3, 5 大和町 1, 2, 3, 4 若宮 1
中野区役所一帯	本町 6 中央 1, 2, 3, 4, 5 東中野 2 中野 1, 2, 3, 4, 5 新井 1, 2 野方 1

広域避難場所	指定町丁目
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	南台 3, 4, 5 弥生町 6
東京大学附属中等教育学校一帯	南台 1, 2 弥生町 3 の一部
江古田の森公園一帯	沼袋 1, 2, 4 江原町 1, 2, 3 江古田 2, 3, 4 丸山 1, 2 野方 4, 6
哲学堂公園一帯	東中野 3 中野 6 上高田 1, 2, 3, 4, 5 新井 5 松が丘 1, 2 江古田 1
本町五丁目公園一帯	弥生町 2, 4, 5 本町 4, 5
百人町三・四丁目地区(新宿区)	中央 1 東中野 1
新宿中央公園・高層ビル群一帯(新宿区)	弥生町 1 弥生町 3 の一部 本町 1, 2, 3
落合中央公園(新宿区)	東中野 4, 5



区の広域避難場所地区割当表

広域避難場所	所在地	区域面積 (m ²)	避難有効面積 (m ²)	地区割当			避難計画人口 (人)	一人当たり避難有効面積 (m ² /人)	最遠距離 (km)
				区	町丁	数			
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区西新宿	352,047	182,169	新宿区	西新宿4～5、8丁目、3丁目の一部	4	65,498	2.78	1.4
				渋谷区	本町3丁目	1			
				中野区	本町1～3丁目、弥生町1丁目、3丁目の一部	5			
百人町三・四丁目地区	新宿区百人町	249,086	120,115	新宿区	高田馬場3～4丁目、百人町3～4丁目、1～2丁目の各一部、北新宿1～4丁目	10	69,803	1.72	1.3
				中野区	中央1丁目、東中野1丁目	2			
江古田の森公園一帯	中野区江古田	165,225	82,158	中野区	丸山1～2丁目、江原町1～3丁目、江古田2～4丁目、沼袋1～2、4丁目、野方4、6丁目	13	60,327	1.36	1.5
				練馬区	豊玉中1～4丁目、豊玉南1～3丁目、豊玉北5～6丁目	9			
哲学堂公園一帯	新宿区西落合、中井 中野区上高田、松が丘	197,297	79,082	新宿区	上落合3丁目、西落合1～4丁目、中井1～2丁目、中落合3～4丁目	9	78,038	1.01	1.8
				中野区	江古田1丁目、松が丘1～2丁目、上高田1～5丁目、新井5丁目、中野6丁目、東中野3丁目	11			
				豊島区	南長崎4～6丁目	3			
コーシャハイム中野弥生町・立正 佼成会大聖堂一帯	中野区弥生町 杉並区和田	144,359	50,889	中野区	南台3～5丁目、弥生町6丁目	4	32,027	1.59	0.8
				杉並区	方南2丁目、和田1～2丁目	3			
中野区役所一帯	中野区中野 杉並区高円寺北	223,748	89,834	中野区	新井1～2丁目、中央2～5丁目、中野1～5丁目、東中野2丁目、本町6丁目、野方1丁目	14	88,664	1.01	1.9
				杉並区	高円寺南5丁目、高円寺北1丁目	2			
公社鷺宮西住宅一帯	中野区白鷺	75,831	25,627	中野区	上鷺宮1、3丁目、鷺宮1～4丁目、白鷺2～3丁目	8	25,119	1.02	1.4
				杉並区	下井草2丁目	1			
平和の森公園一帯	中野区新井	97,072	46,947	中野区	若宮1丁目、沼袋3丁目、新井3～4丁目、大和町1～4丁目、野方2～3、5丁目	11	37,513	1.25	1.7
東京大学附属中等教育学校一帯	中野区南台	48,612	17,365	中野区	南台1～2丁目、弥生町3丁目の一部	3	8,225	2.11	0.4
都立武蔵丘高校一帯	中野区上鷺宮	57,145	15,956	中野区	鷺宮5～6丁目、上鷺宮2、4～5丁目	5	13,758	1.16	0.6
白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若宮	99,714	32,104	中野区	若宮2～3丁目、白鷺1丁目	3	25,757	1.25	1.4
				杉並区	阿佐谷北6丁目、下井草1丁目、本天沼1～2丁目	4			
落合中央公園	新宿区上落合	81,754	33,522	新宿区	上落合1～2丁目、中落合1丁目	3	20,761	1.61	1.0
				中野区	東中野4～5丁目	2			
本町五丁目公園一帯	中野区本町、弥生町	65,705	32,128	中野区	本町4～5丁目、弥生町2、4～5丁目	5	22,996	1.40	0.6

国民保護避難所一覧

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
南中野	1. 新山小学校	南台4-4-1	3381-7250	南台四丁目東町会防災会 南台四丁目西町会防災会 八島地域防災会
	2. 南中野中学校	南台5-22-17	3381-7277	南台五丁目地域防災会 多田地域防災会
	3. 多田小学校	南台3-44-9	3381-7257	弥生六南台地区防災会 SUN南台管理組合防災会
	4. 東京大学教育学部附属中等教育学校	南台1-15-1	3377-3411	新山通町会防災会 栄一地域防災会 南台前原防災会 弥生町三丁目町会防災会 南台ヒルズ防災会 センチュリー中野南台防災会
	5. 中野神明小学校	弥生町4-27-29	3381-7253	栄町二丁目地域防災会 神明本三地域防災会 弥生町五丁目地域防災会
弥 生	6. 向台小学校	弥生町1-25-1	3372-2326	弥一向台防災会 弥生一東防災会 本一相生防災会
	7. 桃園小学校	本町3-16-1	3372-6431	朝日ヶ丘防災会 道玄町会防災会 東郷防災会
東 部	8. 第十中学校	中央1-41-1	3363-5501	中本一地域防災会 小淀東防災会 小淀西防災会 塔ノ山防災会
	9. 塔山小学校	中央1-49-1	3363-0461	宮一防災会 東一東防災会 氷川防災会
	10. 宝仙学園	中央2-28-3	3371-7103	本町通二丁目防災会 本三西防災会 本三宮前防災会 上ノ原防災会 高根防災会
	11. 谷戸小学校	中野1-26-1	3361-3645	中野一丁目防災会 宮二防災会
鍋 横	12. 第二中学校	本町5-25-1	3382-7151	千代田町防災会 弥生町二丁目町会防災会
	13. 中野本郷小学校	本町4-27-3	3381-7255	鍋横防災会 宮里防災会 西町防災会
	14. 新渡戸文化学園	本町6-38-1	3381-0196	新中野防災会 本六防災会

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
桃園	15. 中野中学校跡施設	中野 1-57-12		南口町会防災会 宮三町会防災会 中野住宅防災会(2丁目) 上町町会地域防災会 仲町町会防災会 橋場防災会 宮桃防災会 桃園町会防災会
	16. 中部すこやか福祉センター	中央 3-19-1	3367-7788	
	17. 桃花小学校	中央 5-43-1	3381-7251	
	18. 旧桃丘小学校	中野 3-40-23		
昭和	19. 桃園第二小学校	中野 6-13-1	3363-0661	天神自治会防災会 昭二防災会 文園町会防災会 昭一防災会 桜山町会防災会 昭三自治会防災会 打越町会防災会 プロードウェイ共同防火管理協議会 上高田二丁目防災会
	20. 明治大学付属中野中・高等学校	東中野 3-3-4	3362-8704	
	21. 大妻中野中・高等学校	上高田 2-3-7	3389-7211	
東中野	22. 第三中学校	東中野 5-12-1	3362-5236	東四防災会 東中野五丁目小滝防災会
上高田	23. 白桜小学校	上高田 1-2-28	3389-0561	上高田一丁目防災会 上高田北地域防災会 松が丘片山町会防災会 パシフィック中野防災会
	24. 上高田小学校	上高田 5-35-3	3389-1461	上高田三丁目地域防災会 上高田東町会防災会 上高田高層団地防災会 上高田親交会防災会 都営上高田アパート第一自治会防災会
	25. 第五中学校	上高田 4-28-1	3389-2341	
新井	26. 新井小学校	新井 4-19-1	3389-2311	新井北防災会 新井中防災会 新井東防災会 新井西防災会 新井南防災会 囲町町会防災会
	27. 中野中学校	中野 4-12-3	3389-1471	
沼袋	28. 沼袋小学校	沼袋 3-13-2	3389-0351	沼袋親和会防災本部
	29. 緑野中学校	丸山 1-1-19	3386-5423	江古田四丁目町会防災本部
江古田	30. 第七中学校	江古田 2-9-11	3389-4171	江古田一丁目地域防災会 沼袋町会防災本部 江原町防災会 江古田住宅自治会地域防災会 旭公民館防災会
	31. 江原小学校	江原町 1-39-1	3951-5880	
	32. 江古田小学校	江古田 2-13-28	3385-0411	

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
野 方	33. 平和の森 小学校	新井 3-29-1	3389-1451	野方東町会防災本部 野方一丁目南町会防災本部
	34. 都立中野工業 高等学校	野方 3-5-5	3385-7445	野方南自治会防災部(野方三丁目) 野方二丁目町会防災会
	35. 北原小学校	野方 6-30-6	3330-2411	野方北町会防災本部(野方六丁目) 丸山町会地域防災会(丸山二丁目)
	36. 緑野小学校	丸山 1-17-1	3389-2351	野方北町会防災本部(野方四丁目) 丸山町会地域防災会(丸山一丁目)
大 和	37. 啓明小学校	大和町 1-18-1	3330-2325	大和東防災会 大和町中町会特別防災部 大和町一和町会防災会
	38. 第四中学校	若宮 1-1-18	3330-5325	北協和防災会 野方南自治会防災部 (野方五丁目・若宮一丁目)
	39. 大和小学校	大和町 4-26-5	3330-1325	大和町西部自治会特別防災部 都営大和町四丁目アパート防災会
鷺 宮	40. 都立鷺宮 高等学校	若宮 3-46-8	3330-0101	若宮一丁目町会防災会 若宮三丁目町会地域内防災会 鷺宮都営住宅防災会 鷺南防災会
	41. 若宮小学校	若宮 3-53-16	3330-1425	都営若宮三丁目アパート自治会防災会 白鷺一丁目第二アパート自治会防災会 都営第二鷺宮アパート防災会
	42. 鷺宮体育館	白鷺 3-1-13	3337-1771	鷺宮西住宅自治会防災会 白鷺ハイム防災会
	43. 西中野小学校	白鷺 3-9-2	3330-3125	白鷺町会防災会 白鷺三丁目防災会
	44. 鷺宮小学校	鷺宮 3-31-4	3330-7371	鷺宮三丁目町会防災会
	45. 第八中学校	鷺宮 4-7-3	3330-7571	鷺宮四丁目町会防災会
上鷺宮	46. 北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	3999-3415	鷺宮六丁目町会防災会 鷺宮六丁目南部防災会
	47. 武藏台小学校	上鷺宮 5-1-1	3999-1655	北鷺町会防災会(一部) 上鷺宮四丁目地域防災会
	48. 上鷺宮小学校	上鷺宮 1-24-36	3926-6381	上鷺宮五丁目町会防災会 北鷺町会防災会(一部) 都営上鷺宮二丁目アパート自治会防災会

災害対策用備蓄物資一覧

平成27年4月1日現在

	備蓄倉庫 (10か所) ※1	避難所備蓄倉 (47か所) ※2	総合計
I. 食糧品及び食器等			
サバイバルフーズ・セーバークラッカー	28,200 食	193,764 食	221,964 食
保存水 (500mlペットボトル)	34,104 本	0 本	34,104 本
保存水 (1.5ℓペットボトル)	0 本	23,312 本	23,312 本
食塩	1,200 kg	0 kg	1,200 kg
哺乳瓶 (M)	28 本	1,400 本	1,428 本
哺乳瓶 (S)	7 本	350 本	357 本
粉乳	35 本	2,500 本	2,535 本
非常用炊飯袋	2,400 枚	115,690 枚	118,090 枚
給水バケツ	38,900 個	5,428 個	44,328 個
ヒシャク	0 本	500 本	500 本
給水ポンプ	0 本	50 本	50 本
アルファ化米	27,450 食	45,025 食	72,475 食
かまどセット	0 式	150 式	150 式
かまどセット燃料	0 kg	2,230 kg	2,230 kg
固形燃料	1,700 缶	800 缶	2,500 缶
紙コップ	1,600 個	144,640 個	146,240 個
紙ボウル	200 個	103,900 個	104,100 個
スプーン	900 本	9,754 本	10,654 本
割り箸	400 薪	124,875 薪	125,275 薪
II. 生活用品			
毛布	2,500 枚	60,635 枚	63,135 枚
サバイバルブランケット	10,390 枚	68,610 枚	79,000 枚
ござ	7,418 枚	49,450 枚	56,868 枚
敷きマット	0 枚	22,000 枚	22,000 枚
エアーマット	5,420 枚	35,000 枚	40,420 枚
タオル	3,030 枚	67,260 枚	70,290 枚
サラシ	100 反	4,845 反	4,945 反
ロウソク	8,734 本	39,208 本	47,942 本
仮設トイレ	0 台	250 台	250 台
簡易トイレ	0 組	250 組	250 組
マンホールトイレ	0 式	199 式	199 式
凝固シート一体型便袋	67,700 袋	181,390 袋	249,090 袋
ポリ袋	10,000 枚	500,000 枚	510,000 枚
乾電池式ランタン	350 台	2,500 台	2,850 台
避難所ボード	40 枚	940 枚	980 枚
間仕切りユニット	45 枚	4,500 枚	4,545 枚
マスク※都からの提供物資	0 枚	100,000 枚	100,000 枚
III. 救護用品			
簡易ベッド	5 台	284 台	289 台
ヘルパー車	6 台	103 台	109 台
担架	0 台	65 台	65 台
レスキューカー	3 台	7 台	10 台
トリアージタグ	0 箱	15 箱	15 箱
車いす用スロープ	0 台	31 台	31 台
医療救急カバン	0 組	100 組	100 組
IV. 衛生関係用品			
紙おむつ (成人用)	40 枚	7,540 枚	7,580 枚
紙おむつ (乳児用)	4,400 枚	51,390 枚	55,790 枚
トイレットペーパー	2,719 卷	16,076 卷	18,795 卷
次亜塩素酸ソーダ	0 本	50 本	50 本
消石灰	2 袋	153 袋	155 袋
生理用品	0 袋	133,990 袋	133,990 袋
残留塩素測定器	0 式	50 式	50 式

クレゾール	0 本	100 本	100 本
固形セッケン	0 個	1,000 個	1,000 個
手指消毒剤	0 本	200 本	200 本
消毒薬噴霧器	0 台	50 台	50 台
V. 弱者用食料			
お か ゆ	18,760 食	48,000 食	66,760 食
シ チ ュ 一	51,000 食	0 食	51,000 食
流 動 食	450 食	0 食	450 食
VI. その他			
防 水 シ ート	6,050 枚	2,475 枚	8,525 枚
ロ ー プ	141,000 m	20,000 m	161,000 m
立入禁止表示テープ	0 卷	500 卷	500 卷
ハンドメガホン（乾電池式）	100 個	50 個	150 個
誘導灯（乾電池式）	100 個	0 個	100 個
災害時特設公衆電話	0 台	151 台	151 台
遺体袋	214 袋	0 袋	214 袋
石油ストーブ（乾電池式）	0 台	200 台	200 台
非常用ラジオ	0 台	800 台	800 台
筆談器	0 台	50 台	50 台

※1 備蓄倉庫 (10か所) …… 備蓄物資専用保管倉庫

※2 避難所備蓄倉庫(48か所) …… 避難所に指定されている施設内にある備蓄物資用倉庫
内訳: 小学校28校、中学校14校、国都私立校 4校、その他 1

避難所資機材倉庫標準配備一覧

資機材名	配備数	資機材名	配備数
揚水機(手動式 6 t/h)	1 台	角型容器(ポリタンク 200)	50 個
組立水槽(1 t)	1 基	組立水槽(1.5t)	1 基
小型発電機(2, 100W・2, 300W・2, 500W・2, 800W)	1 台	投光器セット(300W×3)	1 組
組立式煮炊レンジセット(2斗釜[約36L])	2組	浄水機(手動式 1 t/h)	1台

防災用資機材配備状況一覧(避難所配備分除く)

平成 27 年 4 月 1 日現在

資機材名	型式	配備数	配備先	備考
発電機	12kw	1 台	中野区役所	都防災無線用
	28kw	2 台	中野区役所	給水対策用
	1, 100W・1, 400W	15 台	各区民活動センター	無線設備非常用電源
	1, 000W・1, 100W・1, 400W・1, 700W	12 台	各防災広場ほか	防災井戸用電源
ウォータータンク	1, 259L	12 基	弥生公園 みずのとう公園 江古田の森公園	給水対策用 (車載運搬用)
医療資材 7 点セット		16 組	備蓄倉庫ほか	医療救護用
医療救急セット		50 組	医療救護班 (中野区医師会)	"
テント	5.4×3.6	15 張	備蓄倉庫ほか	"

医療資機材 7 点セット備蓄場所一覧

平成 27 年 4 月現在

No.	地域	施設名	所在地	備蓄場所
1	南中野	南中野中学校	南台 5-22-17	備蓄倉庫
2	弥生	向台小学校	弥生町 1-25-1	備蓄倉庫
3	東部	第十中学校	中央 1-41-1	備蓄倉庫
4	鍋横	第二中学校	本町 5-25-1	備蓄倉庫
5	桃園	中野中学校跡施設	中野 1-57-12	備蓄倉庫
6	昭和	桃園第二小学校	中野 6-13-1	備蓄倉庫
7	東中野	第三中学校	東中野 5-12-1	備蓄倉庫
8	上高田	第五中学校	上高田 4-28-1	備蓄倉庫
9	新井	中野中学校	中野 4-12-3	備蓄倉庫
10	江古田	第七中学校	江古田 2-9-11	備蓄倉庫
11	沼袋	緑野中学校	丸山 1-1-19	備蓄倉庫
12	野方	野方三丁目防災広場 (都立中野工業高等学校分)	野方 3-6	備蓄倉庫
13	大和	第四中学校	若宮 1-1-18	備蓄倉庫
14	鷺宮	第八中学校	鷺宮 4-7-3	備蓄倉庫
15	上鷺宮	北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	備蓄倉庫
16	医師会	中野区医師会館	中野 2-27-17	医師会館内

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）
記入日時（年月日時分）

① 氏名		
② フリガナ		
③ 出生の年月日	年	月
④ 男女の別	男	女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）		
⑥ 国籍	日本	その他（　　）
⑦ その他個人を識別するための情報		
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当
⑨ 負傷又は疾病的状況		
⑩ 現在の居所		
⑪ 連絡先その他必要情報		
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する	同意しない
※ 備考		

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号 (第1条関係)

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時(年月日時分)

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年 月 日		
④ 男女の別	男	女	
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本	その他（　　）	
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況			
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない		
※ 備考			

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号 (第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣
(都道府県知事) 殿
(市町村長)

年 月 日

申 請 者

住所(居所)

氏 名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考			
被照会者を特定するためには必要な事項	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 稽 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

殿	年 月 日																									
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)																										
年 月 日付けで照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; width: 30px;">被照会者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フ リ ガ ナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td>日本 その他 ()</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現 在 の 居 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table>		避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被照会者	氏 名		フ リ ガ ナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()	その他個人を識別するための情報		現 在 の 居 所		負傷又は疾病の状況		連絡先その他必要情報	
避難住民に該当するか否かの別																										
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																										
被照会者	氏 名																									
	フ リ ガ ナ																									
	出生の年月日																									
	男 女 の 別																									
	住 所																									
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()																								
	その他個人を識別するための情報																									
	現 在 の 居 所																									
	負傷又は疾病の状況																									
	連絡先その他必要情報																									

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

公用令書等の様式

別記様式第一

収用第　　号	公　　用　　令　　書	氏　名	住　所	第 81 条第 2 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお	
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
いて準用する第 81 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。					
いて準用する第 81 条第 4 項					
(理由)					
年　　月　　日	処分権者　氏　名	印			
収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第二

保管第　　号	公　　用　　令　　書	氏　名	住　所	第 81 条第 3 項 第 81 条第 4 項 第 183 条にお 第 183 条にお
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				
いて準用する第 81 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
いて準用する第 81 条第 4 項				
(理由)				
年　　月　　日	処分権者　氏　名	印		
保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　考

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別記様式第三

使用第号	公用令書						
	氏名 住所						
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第82条 第183条において準用する第82条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
(理由)							
年月日	処分権者 氏名						
名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第四

取消第号	公用取消令書						
	氏名 住所						
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 第183条にお 第183条にお 第183条にお 第183条にお							
いて準用する第81条第2項の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 いて準用する第81条第3項 いて準用する第81条第4項 いて準用する第82条 号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の ための措置に関する法律施行令 第16条 第52条において準用する第16条の規定により、 これを交付する。							
(取り消した処分の内容) 年月日							
処分権者 氏名							

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

火災・災害等即報要領の様式

第3号様式（救急・救助事故等）

第一報

報告日時	年月日時分
都道府県	
市町村 <u>(消防本部名)</u>	
消防庁受信者氏名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人(人)
	計人	重症	人(人)
	不明人	中等症	人(人)
		軽症	人(人)
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）
(被害状況即報)

都道府県				区分			被 害	
災害名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		その他	田	流失・埋没	ha	
					畠	冠水	ha	
報告者名					畠	流失・埋没	ha	
					畠	冠水	ha	
					文教施設	箇所		
					病院	箇所		
					道路	箇所		
					橋りょう	箇所		
					河川	箇所		
					港湾	箇所		
					砂防	箇所		
					清掃施設	箇所		
					崖くずれ	箇所		
					鉄道不通	箇所		
					被害船舶	隻		
					水道	戸		
					電話	回線		
					電気	戸		
				ガス	戸			
				ブロック塀等	箇所			
被害		全壊						
被害		半壊						
被害		一部破損						
被害		床上浸水						
被害		床下浸水						
非住家		公共建物	棟	り 災世帯数			世帯	
		その他	棟	り 災者数			人	
				火災発生	建物	件		
		危険物	件					
		その他	件					

区分		被　　害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都道府県 市 町 村								
公立文教施設		千円										
農林水産業施設		千円										
公共土木施設		千円										
その他の公共施設		千円										
小　　計		千円										
公共施設被害市町村数		団体										
その他	農業被害	千円	災 害 適 用 市 救 町 村 助 名 法	計								
	林业被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
	その他の	千円			消防職員出動延人数	人						
被　　害　　総　　額		千円	消防団員出動延人数		人							
備考	災害発生場所											
	災害発生年月日											
	災害の種類概況											
	応急対策の状況											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 											
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 											

※被害額は省略することができるものとする。

用語集

行	用語	説明
あ行	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。</p> <p>被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。</p>
	e-ラーニング	<p>パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。</p>
	疫学調査	<p>病気の発生原因・対策を推論するために、疾患を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。</p>
	LGWAN (エルジーワン)	<p>総合行政ネットワーク (Local Government Wide Area Network)の略称。</p> <p>地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞ヶ関WANと相互接続しており、国と機関との情報交換にも利用されている。</p>
か行	危険物質等	<p>武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む）で政令で定めるものをいう。</p>
	緊急消防援助隊	<p>大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。</p>
	緊急情報ネット	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行

	ワークシステム (通称:Em-Net (エムネット))	政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体で緊急情報を双方向通信するためのシステム
	緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両。
	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
	警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。
さ行	サーベイランス	疫病を予防し有効な対策を確立する目的で、疫病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
	災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。
	指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法2条第6号）
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）

	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。 (国民保護法第2条第2項)
	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。なお東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。
	事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
	ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・ 海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・ 捕虜の待遇に関する第3条約 ・ 文民の保護に関する第4条約
	生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
	全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
た行	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める

		方針は、「緊急対処事態対処方針」という。)
	ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
	第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完、拡充するジュネーヴ条約追加定義書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。</p> <p>これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）。</p>
	地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。（財）自治体衛星通信機構が構築を進めている。
	東京 DMAT	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム
	東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
	東京都防災センター	<p>都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。</p> <p>防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。</p>
	トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急性や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
な行	(財団法人) 日本中毒情報センター	化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的とした機関。

は行	武力攻撃	武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	放射性ヨウ素	質量数 127 以外のヨウ素は不安定で一般に β 線と γ 線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数 131 のもの（半減期 8.06 日）、133 のもの（半減期 20.8 時間）、135 のもの（半減期 6.7 時間）などがある。質量数 131 の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。
や行	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊娠婦、外国人等を想定。

【 參 考 資 料 】

各種災害協定一覧

項目	団体	協定内容
協定協力及び相互支援（応援）に関する協定等	特別区23区 長野県中野市 福島県田村市 山梨県甲州市 青森県青森市 中野区社会福祉協議会 中野区国際交流協会 学校法人明治大学 学校法人帝京平成大学 学校法人早稲田大学	応急対策及び復旧対策に係る他自治体や関係機関・団体との相互協力・相互支援
医療及び歯科医療救護活動、応急措置用薬品等の供給に関する協定	中野区医師会 東京都中野区歯科医師会 中野区薬剤師会 中野区整骨師会	医療・歯科医療等の救護活動に係る救護班の派遣等や応急措置用薬品等の優先提供など四師会の協力
動物の救護に関する協定	獣医師会中野支部	負傷した動物に対する応急手当等に係る協力
食料品（給食）及び応急物資等の供給に関する協定	東京都 中野区商店街連合会 株コモディイイダ 株サカガミ 中野地区丸正食品グループ 織田学園 東京都公衆浴場業環境衛生同業組合中野支部 東京建物株 東京ヨシノバレッジサービス 東京都米穀小売商業組合中野支部 東京都エストコントロール協会 全東京葬祭業連合会 東京都石油商業組合杉並中野支部	
応急対策（措置）業務に関する協定	東京都下水道局 災害時消毒業務協定業者 東京都畠工業協同組合中野支部 東京都トラック協会中野支部 宮園自動車(株) 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部 中野区リサイクル協同組合	

	全国建設労働組合総連合東京土建一般 労働組合中野支部 中野区自動車整備協会 中野土木防災協力会 中野区内小規模建設事業者団体連絡会 中野電設防災協力会 中野区造園緑化業協会 中野建設業会	
施設利用等に関する協定	東京都立鷺宮高等学校 東京都立中野工業高等学校 東京文化学園 東京大学附属中等教育学校 学校法人宝仙学園 学校法人東京工芸大学 学校法人国際学園 学校法人中野学園 学校法人大妻学院 JTB コミュニケーションズ・野村ビルマネジメント指定 管理者共同事業体 日本閣観光㈱ 学校法人小山学園	災害時の施設利用に係る協力
	東京都立四谷商業高等学校 東京都立富士高等学校	輸送拠点施設利用に係る協力
	東京都立中野特別支援学校	障害者等を対象とした避難施設の提供に係る協力
	保育園（4園） 桃が丘さゆり保育園 株コンビウィズ 株ピジョンハーツ (社福) 清心福祉会	児童等を対象とした避難施設の提供に係る協力
	福祉施設（6施設） (社福) 南東北福祉事業団 (社福) ケアネット (社福) フロンティア (社福) 奉優会 (社福) 全国重症心身障害児（者）を守る会 (社福) 正夢の会	高齢者等を対象とした避難施設の提供に係る協力
法律相談に関する協定	中野区法曹会	建築倒壊等の損害などに係る法律相談事業の協力

平成 27 年(2015 年) 月作成

中野区国民保護計画（第 3 版）

27 中経危第 号

編集発行 中野区都市基盤部防災・都市安全分野
164-8501 中野区中野 4-8-1
電話 03(3228)8933 ファクシミリ 03(3228)5658